

平成23年度決算に係る

定期監査調書

平成24年7月

西部総合事務所福祉保健局



目 次

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1 頁
	(1) 指摘事項	
	(2) 監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1 頁
3	組織及び業務調べ	1 頁
4	職員の定員、現員調べ	1 頁
5	役付職員の調べ	2 頁
6	主な事業に関する調べ	3 頁
7	収入証紙取扱額調べ	12 頁
8	収入事務処理状況調べ	13 頁
	(1) 分担金及び負担金	
	(2) 使用料	
	(3) 手数料	
	(4) 財産収入	
	(5) 諸収入	
9	収入未済額調べ	16 頁
10	未収金回収促進のための取り組み状況調べ	18 頁
11	不納欠損額調べ	18 頁
12	負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ	19 頁
	(1) 負担金	
	(2) 補助金	
	(3) 交付金	
	(4) 委託料	
13	工事請負費調べ	26 頁
14	財産に関する調べ	27 頁
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の受払状況	
	(3) 債権	
15	財産の貸付及び使用許可調べ	30 頁
	(1) 土地及び建物	
	(2) 物品	
16	借受不動産明細調べ	31 頁
17	職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ	31 頁
	(1) 職員住宅	
	(2) 職員駐車場	
18	自動車（二輪を除く）の管理状況調べ	32 頁
19	寄附物件の受納状況調べ	32 頁
20	備品の処分状況調べ	32 頁
21	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	33 頁
22	介護保険・介護サービス事業の状況	34 頁
	(1) 介護サービス事業者の指定等の状況	

	(2) 介護保険・介護サービス提供事業者に対する指導監査の状況	
23	障害福祉サービス事業の状況	36 頁
	(1) 障害福祉サービス事業者の指定等の状況	
	(2) 障害福祉サービス提供事業に対する指導監査の状況	
24	福祉等の相談状況	39 頁
	(1) 福祉と保健に関する相談状況	
	(2) 心と女性に関する相談状況（心と女性の相談室対応分を含む。）	
25	障がい者福祉の状況	39 頁
	(1) 身体障がい者福祉の状況	
	(2) 知的障がい者福祉の状況	
	(3) 精神障がい者福祉の状況	
26	児童福祉の状況	40 頁
	(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の状況	
	(2) 母子世帯の施設入所状況	
27	母子及び寡婦福祉業務の状況	42 頁
	(1) 母子自立支援員活動状況	
	(2) 母子自立支援プログラム策定員活動状況	
	(3) 母子福祉資金に関する貸付・償還等の状況	
	(4) 寡婦福祉資金に関する貸付・償還等の状況	
28	生活保護業務	45 頁
	(1) 保護申請等の状況	
	(2) 保護の状況	
29	社会福祉法人等に対する指導監査の状況	46 頁
30	健康に関する事業の実施状況	49 頁
	(1) 健康づくり文化創造事業	
	(2) 女性の健康づくり支援事業	
	(3) 母子保健事業	
	(4) 思春期保健事業	
	(5) 母子医療給付事業	
	(6) 不妊治療費助成金交付事業	
	(7) 食育推進普及事業	
	(8) 歯科保健事業	
	(9) がん対策推進事業	
31	医療施設等の検査等の状況	53 頁
	(1) 医療関係施設の立入検査の状況	
	(2) 薬事監視の状況	
32	感染症等に関する業務の状況	55 頁
	(1) 結核予防の状況	
	(2) 感染症の発生等の状況	
	(3) エイズ及び性感染症の相談・検査の状況	
33	原爆被爆者健康手帳交付者及び手当受給者の状況	56 頁
34	難病患者の状況	56 頁
35	身体障害者更生相談所に係る定期相談等の実施状況	56 頁

36	身体障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況.....	57 頁
	(1) 内容別相談状況	
	(2) 判定状況	
37	知的障害者更生相談所に係る障害程度別の相談状況.....	57 頁
38	知的障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況.....	57 頁
	(1) 内容別相談状況	
	(2) 判定状況	
○	意見、要望等.....	58 頁

1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項 該当なし

(2) 監査意見 該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況

該当なし

3 組織及び業務調べ

課名	係(担当)名	課の主な所掌事務
福祉企画課	企画総務係	<ul style="list-style-type: none"> 福祉保健局の庶務に関する事 保健、医療及び福祉に係る施策の企画調整に関する事 介護保険に関する事
	指導支援係	
福祉支援課	保護係	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護に関する事 母子及び寡婦の福祉に関する事 老人福祉に関する事
	母子高齢者係	
障がい者支援課	障がい者支援係	<ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者の福祉に関する事 知的障がい者の福祉に関する事 精神保健及び精神障がい者の福祉に関する事 要保護女子及び配偶者からの暴力の被害者の保護に係る相談に関する事
	精神保健係	
	心と女性の相談室	
健康支援課	医薬・感染症対策室	<ul style="list-style-type: none"> 地域保健医療計画の推進に関する事 医療法、薬事法の施行に関する事 結核の予防に関する事 感染症その他の疾病の予防に関する事 健康づくり支援対策に関する事
	がん対策・健康づくり支援担当	

4 職員の定員、現員調べ

(平成24年4月1日現在)

種別 区分	事務職員		技術職員		現業職員		計		備考
	当該年度	23.4.1現在	当該年度	23.4.1現在	当該年度	23.4.1現在	当該年度	23.4.1現在	
定員	32	33	20	20	1	1	53	54	
現員	(5) 38	39	(2) 19	(4) 21	1	1	(7) 58	(4) 61	<ul style="list-style-type: none"> 育休4名、産休1名、病休1名、自己啓発1名 ※産休1名は4/21から育休 ※休職1名、育休1名は、5/1復職 ※欠員1名は採用前提臨職
過不足(Δ)	6	6	Δ1	1	0	0	5	7	
臨時職員	0	1	1	0	0	0	1	1	採用前提(保健師)1名 4/23付採用
非常勤職員	12	14	11	12		0	23	26	<ul style="list-style-type: none"> 事務(生活保護等)7名 母子自立支援員1名 母子寡婦福祉資金償還協力員2名 心と女性の相談員1名 就労支援専門員1名 囑託医師11名

5 役付職員の調べ

(平成24年7月1日現在)

職 名	氏 名	在職期間		備 考
		年	月	
福祉保健局長	(兼) 福田 健	0	3	婦人相談所次長 西部福祉事務所長 西部身体障害者更生相談所長 西部知的障害者更生相談所長
副 局 長	(兼) 大城 陽子	4	3	生活環境局副局長 日野総合事務所福祉保健局医療指導監 西部身体障害者更生相談所参事 西部知的障害者更生相談所参事 米子保健所長 日野保健所長
副局長兼福祉企画課長	(兼) 古都 憲孝	1	3	西部福祉事務所参事 米子保健所参事
課 長 補 佐	(兼) 大森 俊成	0	3	西部福祉事務所課長補佐 米子保健所課長補佐
福祉支援課長	(兼) 草刈 康明	0	3	西部福祉事務所参事
課 長 補 佐	(兼) 林 圭之助	1	3	西部福祉事務所課長補佐 3年
障がい者支援課長	(兼) 内藤 善文	4	1	西部福祉事務所課長 米子保健所参事 西部身体障害者更生相談所参事 西部知的障害者更生相談所参事 婦人相談所参事 6年
課 長 補 佐	(兼) 野口 哲也	1	3	西部福祉事務所課長補佐 米子保健所課長補佐 西部身体障害者更生相談所主幹 西部知的障害者更生相談所主幹
心と女性の相談室長	(兼) 長谷川 理恵	3	3	西部福祉事務所 米子保健所主幹 婦人相談所主幹
健康支援課長	(兼) 阿部 由紀子	4	3	米子保健所課長 6年
課 長 補 佐	(兼) 松本 薫	0	3	米子保健所課長補佐
医薬・感染症対策室長	(兼) 植木 芳美	0	3	米子保健所主幹 3年

6 主な事業に関する調べ

事業名	概要	要
<p>原子力防災体制の整備に向けた取り組み</p> <p>決算（見込）額 － 千円</p>	<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的 島根原子力発電所から半径30km圏内の区域を管内に持つ福祉保健局として、原発事故を想定した西部圏域における防災体制の整備等を行う。</p> <p>(イ) 事業の実施状況</p> <p>①緊急被ばく医療体制の構築に向けた協力要請（2月27日、28日、3月6日） 西部地区の7病院に対して、初期被ばく医療機関の指定に係る協力要請を行った。（医療政策課と協力） ※西部地区7病院：済生会境港総合病院、山陰労災病院、米子医療センター博愛病院、西伯病院、日野病院、日南病院</p> <p>②原子力防災研修・意見交換会の開催（3月13日） 関係機関による情報共有、放射線被ばく関連の基礎的な知識と被ばく汚染検査技術の習得等を目的として開催した。</p> <p><参加者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村（7団体）、病院関係者（7病院）、医療関係団体（2団体） ・西部広域行政管理組合 ・県（危機管理局、健康政策課、中部・日野・西部福祉保健局、西部県民局） <p><主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の取組状況、島根県との合同訓練の概要報告について ・原発事故と放射線被ばくについて、緊急被ばく医療活動について ・被ばく汚染検査方法について（スクリーニング・GMサーベイメータの操作実技） <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根県との合同訓練への参加（2月16日） なお、島根県との合同訓練に併せて、中部総合で行われた避難住民に対するスクリーニング、安定ヨウ素剤投与等の訓練に参加した。 <p>イ 平成23年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点 研修の実施（3月13日）に当たって、有事の際に不可欠となる関係機関の連携・協力体制を視野に、行政関係者だけではなく医療・消防関係者も対象として、より実践的な内容を企画した。</p> <p>ウ 成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西部地区の7病院が初期被ばく医療機関として知事指定された。（24年4月1日付） ・研修・訓練を通じて、原子力防災に対する関係者の意識が向上するとともに、緊急時の被ばく医療活動等に係る理解が進んだ。 <p>エ 課題</p> <p>西部圏域は、境港市及び米子市の一部が緊急防護措置区域に位置づけられること、また、他の町村においても島根県からの避難者の受け入れが想定されることから、市町村等と連携しながら、要援護者等の避難体制、医療救護活動の体制整備等を進めていく必要がある。</p>	

事業名	概 要														
介護保険サービス事業者及び障害福祉サービス事業者に対する指導監査	<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的 介護保険法に基づく介護保険サービス事業者及び障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業者の適正な事業運営等を確保する。</p> <p>(イ) 事業の実施状況（詳細は個別調書に記載）</p>														
決算（見込）額 一 千円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実地指導</th> <th>書面監査</th> <th>集団指導</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護保険サービス事業所</td> <td>34事業所 非営利法人：33事業所 営利法人：1事業所</td> <td>34事業所（営利法人のみ実施）</td> <td>39事業所 (23年11月8日実施)</td> </tr> <tr> <td>障害福祉サービス事業所</td> <td>32事業所</td> <td>—</td> <td>95事業所 (23年10月21日実施)</td> </tr> </tbody> </table>				実地指導	書面監査	集団指導	介護保険サービス事業所	34事業所 非営利法人：33事業所 営利法人：1事業所	34事業所（営利法人のみ実施）	39事業所 (23年11月8日実施)	障害福祉サービス事業所	32事業所	—	95事業所 (23年10月21日実施)
	実地指導	書面監査	集団指導												
介護保険サービス事業所	34事業所 非営利法人：33事業所 営利法人：1事業所	34事業所（営利法人のみ実施）	39事業所 (23年11月8日実施)												
障害福祉サービス事業所	32事業所	—	95事業所 (23年10月21日実施)												
	<p>イ 平成23年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <p>(ア) 管内保険者（市町村等）との連携強化等（介護保険関係）</p> <p>①西部管内介護保険指導監査担当者会議の開催 局と管内の関係保険者との平時からの情報共有と指導監査のレベルアップ・指導内容の統一化等を図る場として定期的開催（月1回）。</p> <p>②実地指導及び集団指導を関係保険者と合同で実施 ・関係保険者と合同で、介護保険サービス事業所の実地指導を実施。 【参考】平成22年度合同実施件数：12事業所 平成23年度合同実施件数：62事業所 ・県指定居宅サービス事業所及び地域密着型サービス事業所に対する集団指導を、関係保険者と合同で開催。（92事業所）</p> <p>(イ) 介護保険サービスと障害福祉サービスが重複する事業者に対する実地指導を同時実施。（1事業所）</p>														
	<p>ウ 成果</p> <p>(ア) 関係保険者との連携強化による職員の資質向上、対応の迅速化等 ・担当者会議により、圏域全体の指導監査技術が向上した。 ・実地指導の合同実施により、現場における疑義事項について指定権者と保険者との間の共通認識が可能となるとともに、保険者間の処理方針に係るバラツキの解消につながった。</p> <p>(イ) 県としての指導監査方法の見直し ・23年8月に行ったサービス事業者の指定取消処分（県内初）は、県としての指導監査方法の見直しのきっかけとなった。</p>														
	<p>エ 課題</p> <p>(ア) 事業者の遵法意識のさらなる向上 近年は、利用者からの苦情等の通報も少なくないことから、不適正事案に対する厳格な対応を含めて、事業者の遵法意識をさらに向上させる必要がある。特に、異業種からの参入が多い営利法人については、指導を強化する必要がある。</p> <p>(イ) 指導監査体制の強化 指導監査業務は、関係法令等の複雑な制度の理解が不可欠であり、また、限られた人員と時間の中で多くの実地指導等を行う必要があることから、専門性と高度な</p>														

事業名	概要	要						
	指導監査技術を継続確保できる体制、市町村等と連携したより効果・効率的な業務執行が重要である。							
町村福祉事務所設置の推進と支援 決算（見込）額 千円 （財源内訳） 一般財源 千円	<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>（ア）目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方分権の進展や住民ニーズの多様化などに伴い、福祉サービスについては住民に身近な市町村からの提供が求められている。 ・福祉に関する業務を一元的に提供する町村福祉事務所の設置を推進することにより、地域における福祉の向上を図る。 <p>（イ）事業の実施状況</p> <p>【各町村との意見交換の経緯等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年10月から平成21年10月にかけて、県福祉保健課と協力し管内各町村を個別に訪問し、町村長等に町村福祉事務所設置の意義等について説明を行った。 ・平成21年4月、町村福祉担当課と「第2回西部地区町村福祉事務所設置に関する勉強会」を開催し、設置に係るメリット・デメリット等の検討を行うとともに、設置の必要性等について理解を深めた。 <p>【平成23年度の町村福祉事務所設置支援の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日吉津村（平成22年4月1日設置）、南部町（平成23年4月1日設置）、伯耆町（平成23年4月1日設置）に対する支援 当局の技術支援スタッフに当該市町村から併任辞令を出してもらい、同行訪問・面接を含めて継続的に実務指導等を行った。 ・大山町（福祉事務所設置検討中）に対する支援 各町村の福祉事務所の運営準備状況等の情報提供をきめ細かく行い、福祉事務所設置のための準備を行ってもらうように働きかけた。また、交流人事により職員1名を受け入れ、生活保護実務研修を行った。 <p>イ 平成23年度の事業実施にあたり改善等に取り組んだ点</p> <p>町村福祉事務所の運営が円滑に進むよう、技術支援スタッフ及び福祉支援課長による支援を継続して行った。</p> <p>また、毎月の生活保護研究会や2ヶ月に1度のケースワーカー勉強会で、西伯郡、日野郡各町村や日野福祉事務所等とともに事務や作業の確認や事例の検討、意見交換等によって担当者等の資質向上を図った。</p> <p>ウ 成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管内では、平成22年4月1日に日吉津村、平成23年4月1日に伯耆町及び南部町が福祉事務所を設置した。 <table border="1" data-bbox="523 1720 1374 1839"> <thead> <tr> <th>設置年月</th> <th>町村名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年4月</td> <td>日吉津村</td> </tr> <tr> <td>平成23年4月</td> <td>南部町、伯耆町</td> </tr> </tbody> </table> <p>県内の福祉事務所設置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年4月：江府町、日南町 平成23年4月：岩美町、智頭町、湯梨浜町、北栄町 平成24年4月：琴浦町、日野町 	設置年月	町村名	平成22年4月	日吉津村	平成23年4月	南部町、伯耆町	
設置年月	町村名							
平成22年4月	日吉津村							
平成23年4月	南部町、伯耆町							

事業名	概要																																										
	<p>エ 課題</p> <p>【大山町福祉事務所設置に係る支援】 大山町は福祉事務所設置を検討中であり、当所において職員の実務研修受入れや研修計画等を検討する必要がある。また、設置後においても継続的な支援の必要がある。</p> <p>【既設町村福祉事務所への支援】 設置後2年目以降の町村福祉事務所（南部町、伯耆町、日吉津村）について、必要に応じ、生活保護制度を適正に実施できるよう支援を実施する必要がある。</p> <p>平成24年度には、日野福祉保健局に配置された技術支援スタッフ1人が日野・西伯郡内の既設町村福祉事務所の効果的な支援を行うため、日野福祉保健局との連携強化が求められている。</p>																																										
<p>母子寡婦福祉資金の貸付、償還督促業務</p> <p>貸付額 15,473,435円</p>	<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子寡婦福祉資金の貸付を行うことにより、母子寡婦世帯の生活の安定と向上を推進することを目的とする。 また、母子寡婦福祉資金の借主等への償還指導を徹底することにより、未収金の回収促進を図る。 <p>(イ) 事業の実施状況</p> <table border="1" data-bbox="411 1084 1283 1599"> <thead> <tr> <th data-bbox="411 1084 635 1124">項目</th> <th colspan="4" data-bbox="635 1084 1283 1124">実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="411 1124 635 1196">貸付決定件数</td> <td colspan="3" data-bbox="635 1124 1011 1196">32件 (18,049,535円)</td> <td data-bbox="1011 1124 1283 1196">修学8、修業4、就学支度18、転宅2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1196 635 1482" rowspan="4">償還率等 母子・寡婦計 各年度3月末 現在</td> <td data-bbox="635 1196 746 1312">年度</td> <td data-bbox="746 1196 858 1312">償還率</td> <td data-bbox="858 1196 1011 1312">繰上償還を除く償還率</td> <td data-bbox="1011 1196 1283 1312">未収額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 1312 746 1361">H23</td> <td data-bbox="746 1312 858 1361">51.23%</td> <td data-bbox="858 1312 1011 1361">50.35%</td> <td data-bbox="1011 1312 1283 1361">23,396,549円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 1361 746 1411">H22</td> <td data-bbox="746 1361 858 1411">49.53%</td> <td data-bbox="858 1361 1011 1411">49.53%</td> <td data-bbox="1011 1361 1283 1411">24,974,486円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 1411 746 1460">H21</td> <td data-bbox="746 1411 858 1460">52.05%</td> <td data-bbox="858 1411 1011 1460">49.67%</td> <td data-bbox="1011 1411 1283 1460">25,223,586円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 1460 746 1482">H20</td> <td data-bbox="746 1460 858 1482">51.48%</td> <td data-bbox="858 1460 1011 1482">49.30%</td> <td data-bbox="1011 1460 1283 1482">28,193,179円</td> <td data-bbox="1011 1482 1283 1599" rowspan="3">※償還協力員2名による実績</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1482 635 1599" rowspan="3">督促実績等</td> <td data-bbox="635 1482 788 1532">訪問件数</td> <td colspan="2" data-bbox="788 1482 1011 1532">722回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 1532 788 1581">指導件数</td> <td colspan="2" data-bbox="788 1532 1011 1581">延983件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 1581 788 1599">徴収金額</td> <td colspan="2" data-bbox="788 1581 1011 1599">1,148,625円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 平成23年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <p>(ア) 事務取扱要領等に基づく督促の徹底、償還會議の実施</p> <p>①方針・情報の共有、徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎月償還會議を開き、未収の発生状況や督促状況に応じ対応方針を確認した。週始めに償還担当者で打合せを行って役割分担の確認等を行い、方針の徹底を図った。 滞納者の延滞の状況・生活状況に応じ、効率的な集金・督促に努めた。 <p>②督促事務の工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> 督促文書を迅速に施行できるよう、文面の標準化を図った。 住所照会等を一括処理する日や夜間督促を行う日を設け、照会もれを防ぐとともに滞納者等との面会に努めた。 	項目	実績				貸付決定件数	32件 (18,049,535円)			修学8、修業4、就学支度18、転宅2	償還率等 母子・寡婦計 各年度3月末 現在	年度	償還率	繰上償還を除く償還率	未収額	H23	51.23%	50.35%	23,396,549円	H22	49.53%	49.53%	24,974,486円	H21	52.05%	49.67%	25,223,586円	H20	51.48%	49.30%	28,193,179円	※償還協力員2名による実績	督促実績等	訪問件数	722回		指導件数	延983件		徴収金額	1,148,625円	
項目	実績																																										
貸付決定件数	32件 (18,049,535円)			修学8、修業4、就学支度18、転宅2																																							
償還率等 母子・寡婦計 各年度3月末 現在	年度	償還率	繰上償還を除く償還率	未収額																																							
	H23	51.23%	50.35%	23,396,549円																																							
	H22	49.53%	49.53%	24,974,486円																																							
	H21	52.05%	49.67%	25,223,586円																																							
H20	51.48%	49.30%	28,193,179円	※償還協力員2名による実績																																							
督促実績等	訪問件数	722回																																									
	指導件数	延983件																																									
	徴収金額	1,148,625円																																									

事業名	概要
	<ul style="list-style-type: none"> ・電話する時間の工夫、文書に反応がないときの対応等、連絡がとれるよう工夫した。 ・繰上償還を考慮してもらい意味も含め、残りが一定額以下の方に残額をお知らせした。 <p>(イ) 督促に応じない者等への新たな対応の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法的手段(裁判所による支払督促)も念頭に置いて滞納案件を分類し、新たな未収金解消の取組みを検討した。そのなかで、特に督促に応じない、もしくは納入約束が何度も不履行となっている滞納者について、弁護士による債権回収業務委託を活用した。 <p>ウ 成果</p> <p>(ア) 事務取扱要領等に基づく督促の徹底、償還会議の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納者等に対して取扱要領に沿った督促をはじめ、初期滞納への対応等、工夫しながらの督促等を行うことにより、新たな滞納者の発生を防ぐことに努めた。 ・また、訪問等を行うことで、連絡のとれなかった滞納者と連絡が可能となり、滞納金の分割納付の約束が得られ、計画的な償還が始まる等の成果があった。 <p>(イ) 督促に応じない者等への新たな対応の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士に債権回収業務を委託したことにより、全く督促に応じることのなかった滞納者から納付約束を得ることができ、一部は納入につながった。 <p>平成23年度実績(平成23年11月22日委託契約)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託事案 5件 総額 2,072,035円 ・委託後の反応 3件 納入額 5,000円 <p>エ 課題</p> <p>(ア) 通常の督促の徹底、償還会議の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務処理要領に基づく通常の督促を早期に着手し、かつ確実に実施する必要がある。 ・弁護士による債権回収業務委託や法的手段の活用を可能にするためにも、滞納者を償還状況や生活実態に応じて分類し、対応方針及びそれに基づく手順を明確にし執行する必要がある。 <p>(イ) 制度の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の督促に全く応じない等対応が困難な者については、弁護士による債権回収業務委託をより積極的に活用していく必要がある。

事業名	概要	要
<p>障がい者の就労支援事業</p> <p>決算（見込）額 14,939千円</p> <p>【参考】 平成23年度予算額 「鳥取発！農福連携モデル事業」</p> <p>【政策項目】 関連事業 V互いに認め・ 支え合う 3高齢者・障がい者等の質の高い生活の確立</p>	<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的 不況の影響による雇用経済情勢悪化に伴い障害福祉サービス事業所への作業発注が減少する中、農業分野など障がい者の働く場を開拓するとともに、サービス事業所を利用する障がい者の収入（工賃）水準の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(イ) 事業の実施状況</p> <p>【西部総合事務所障がい者就労支援プロジェクトチーム】</p> <p>①商工会議所や個別企業等での会議等の機会を利用して事業所の取組みを紹介した。 ②鳥取県障害者就労事業振興センターと連携しホームページ等で紹介した。 ③西部圏域における「は～とふる見本市」（9月22日開催）において、県民局、福祉保健局職員で案内チラシを配布、周知活動を実施した。 その後、企業と福祉サービス事業所との意見交換会を開催した。</p> <p>【鳥取発！農福連携モデル事業（平成22年度～平成23年度）】</p> <p>①平成22年5月1日に西部マッチングセンターが発足し、月に1～2回調整会議を開催し、マッチング対象案件について確認、進行管理を行った。 ②マッチングセンターを中心に農林局及び福祉保健局とが連携して、障害福祉サービス事業所に委託可能な農作業の掘り起こしを行った。 ③一方、障害福祉サービス事業所に対しては、農作業分野への参入を勧めるとともに有償ボランティアの活用等についても紹介を行った。</p> <p>③視察研修の実施 日南町内農業法人にて作業体験（2事業所が参加） 島根県NPO法人及び農家2ヶ所の視察研修（17名参加） 原木しいたけ栽培についての研修開催（16名参加） 静岡県浜松市でセミナー参加、農業法人視察研修（6名参加）</p> <p>④成果報告会等 2ヶ年度実施した農福連携モデル事業の総括報告会を開催し、農家、事業所各3名のパネリストや出席関係者との意見交換を行い、成果と課題を整理し次年度以降に繋げた。 農福連携モデル事業セミナーの開催（マッチングセンター主催） 「農業者・福祉事業所の6次産業化セミナー」（10月開催44名参加） 「商品開発と食品表示のポイントセミナー」（12月開催98名参加）</p> <p>イ 平成23年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <p>【西部総合事務所障がい者就労支援プロジェクトチーム】</p> <ul style="list-style-type: none"> 西部福祉保健局単独の予算により、見本市を開催した。 <p>【鳥取発！農福連携モデル事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 短期間の作業を直前に依頼されても、事業所のスケジュールが調整できないことから、長期間の作業を委託することで日程調整を可能にした。 <p>ウ 成果</p> <p>【西部総合事務所障がい者就労支援プロジェクトチーム】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「は～とふる見本市」を開催することで、当日に商談がまとまったり、企業との関係づくりができた。 	

事業名	概要	要
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見本市後、企業と事業所との意見交換会により、商品開発や販路等貴重な話し合いが行うことにより密接な関係づくりができた。 【鳥取発！ 農福連携モデル事業】 ・ 西部プロジェクトチームとマッチングセンターとの連携により農業者と障害福祉サービス事業所との農作業マッチングが図られ、障がい者の収入アップに繋げることができた。（マッチング件数24件） ・ 福祉事業所の本格的な農業参入や、農家による障がい者雇用の動きも見られるようになった。 <p>エ 課題</p> <p>【西部総合事務所障がい者就労支援プロジェクトチーム】 障害福祉サービス事業所及び事業所で作成している製品・役務提供について県民・受注者側に十分に知られていない。 今後とも、サービス事業所やその製品の周知活動を粘り強く継続する必要がある。</p> <p>【鳥取発！ 農福連携モデル事業】 農家と作業所との農作業のマッチングについては、未だ第三者の仲介が必要であり、今後もマッチングを継続することで事業所と農家だけで受委託ができるようにする必要がある。 農福連携に積極的な農家と作業所との受委託への重点化により、好事例作りに取り組む必要がある。</p>	
<p>高病原性鳥インフルエンザ対策の推進 （新型インフルエンザ対策事業・家畜伝染病予防事業） 決算（見込）額 ー 千円</p>	<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>（ア）目的 西部圏域における高病原性鳥インフルエンザの発生した場合、まん延を防止するとともに、鳥からヒトへの感染防止、さらにヒトからヒトへの感染防止を図るため、関係機関と協働し適切かつ迅速な対応を実施できる体制を整備する。</p> <p>（イ）事業の実施状況 西部圏域での発生に備え以下の取組みを行った。</p> <p>（1）『高病原性鳥インフルエンザ現地健康生活班（福祉保健局）業務行動マニュアル』を作成 現地健康生活班の業務について、局内職員対象のデモンストレーションを実施した。（個人防護具の着脱並びに防疫従事者の作業前後の健康調査に係る演習。）</p> <p>（2）西部総合事務所鳥インフルエンザ対応訓練への参加 想定事象（大山町SEIBU農場からの発生）に対し、初動対応を中心とした訓練を行い、当局は、現地健康生活班の役割である防疫従事者の作業前後の健康調査を実施した。（平成23年11月25日）</p> <p>（3）西部圏域高病原性鳥インフルエンザ対策市町村担当者会議を開催 上記対応訓練を受け、市町村保健担当課との初動対応における連携体制、役割分担等を協議し、協力依頼を行った。（平成23年12月21日）</p> <p>（4）集合施設（候補施設）の現地確認 初動の迅速な対応を図るため、集合施設（候補施設）へ出向き、現地健康生活班の運営に必要な備品等の設置状況や健康調査会場に適するエリアの選定等を確認した。</p>	

事業名	概要
	<p>イ 平成23年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <p>(1) 上記対応訓練で判明した課題や問題点について、各福祉保健局との情報共有を図り、県健康政策課や畜産課へ問題提起するとともに、マニュアル改正に係る意見等を提出した。</p> <p>(2) 市町村との円滑な連携を図るため、上記会議での市町村保健担当課からの要望を受け、県民局や西部家畜保健衛生所と連携し、西部町村会主催の会議において、当該事業について町村長への事業説明や協力依頼を行うことで、町村長の理解を得ることができ、協力体制の推進につながった。</p> <p>ウ 成果</p> <p>(1) 対応訓練で判明した課題等が、福祉保健部（健康対策課）マニュアル改正に反映された。</p> <p>(2) 対応訓練により、事案発生時の当局の役割の実際を確認することができた。</p> <p>エ 課題</p> <p>(1) 市町村によって、取組みに温度差や正しい知識の不足があり、連携体制が進みにくい。</p> <p>(2) 各総合事務所の動員体制等にも認識の差があり、圏域を越えた初動の迅速な対応に不安がある。</p> <p>(3) マニュアル改正後の所内での勉強会及び対応訓練等を実施し、更なる実効性の検証を行う必要がある。</p>
<p>地域と職域で連携した働き盛り世代のがん対策の推進</p> <p>決算（見込）額 — 千円</p>	<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的 壮年期のがん死亡者を減少させるため、地域と職域が連携してがん検診の受診率向上を図り早期発見につなげるとともに、がんの罹患率を高める喫煙対策を推進する。</p> <p>(イ) 事業の実施状況 働き盛り世代の実態把握と事業者の理解を得るための働きかけ、及び、地域と職域関係者の連携を図るため、現状の共有と課題解決のための協議を行った。</p> <p>① 事業所定期健康診断結果の把握(受診者数：35,352名)、がん検診に関する事業主・従業員への実態調査(回答数：事業主90名、従業員2876名)を実施し実態把握を行った。</p> <p>② 職域、検診機関、医療機関、患者会、市町村等関係者による会議を開催し(2回 10月、2月)、働き盛りのがん検診受診率向上等について協議を行った。</p> <p>③ がん検診の受診啓発活動を積極的に取り組む事業者(「がん検診推進パートナー企業」)を募集するための訪問を行った。</p> <p>④ 事業所トップの理解を得るためのセミナー(1回 8月)、働き盛り世代へのがんに対する正しい知識の普及のための出張がん予防教室(7回 9月4回、10月1回、12月1回、3月1回)を開催した。また、労働基準協会西部支部との共催により衛生管理者、市町村保健担当者対象の研修会を開催した。</p> <p>⑤ NPO法人と共催し、多くの関係機関の協力を得て、がん検診受診率向上イベントを実施した。また、関係者で実行委員会を立ち上げ世界禁煙デーイベントを実施し、禁煙相談や受動喫煙防止の啓発を行った。</p> <p>⑥ 飲食店の受動喫煙防止対策を進めるため、食品衛生責任者講習会でのアンケート調査(回答数：201名)による実態把握と協力の呼びかけ(11回)、及び禁煙施設認定を行った。(新規18、うち飲食店10)</p>

事業名	概要	要
	<p>イ 平成23年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点 事業者や労働者の実態を把握し課題の抽出を行った。また、事業者への働きかけについては、労働関係機関や、他局である商工労働担当者の協力を得た。</p> <p>ウ 成果</p> <p>(ア) 会議において、今後、市町村と事業者が連携した啓発を行うことについて共通認識が図れた。</p> <p>(イ) 従業員やその家族及び顧客等への検診呼びかけ等に協力していただけるがん検診推進パートナー企業として103社認定した。</p> <p>(ウ) 検診受診率向上イベント来場者約500名のうち、40歳以上でアンケートに回答された122名のうちの約60%が未受診または不定期受診という回答であったが、40歳以上の94%の人がイベントをきっかけに受診したいと回答され、受診の動機付けができた。</p> <p>エ 課題</p> <p>(ア) 働き盛り世代の生活習慣病予防や検診受診者を増やすためには、事業主の理解と協力が必要であり、今後も継続して多くの事業者の理解を得るための働きかけが必要である。また、市町村等行政と職域が連携した取り組みを進めていく必要がある。</p> <p>(イ) 自分自身の体を守るための行動がとれ、また、親世代へも声かけができるよう、子どもの頃からがんの予防や検診に関する正しい知識の普及が必要である。</p> <p>(ウ) 飲食店において受動喫煙防止対策が進んでいない状況があるため、すでに実施している店舗にメリットを聞き取り広く周知したり、今後新たな働きかけを検討していく必要がある。</p>	

7 収入証紙取扱額調べ

(平成24年3月31日現在)

収入科目			件数	単価	証紙貼り付け額	備考		
目	節	細節						
民生手数料	社会福祉手数料	老人保健施設開設許可等手数料	1	33,000	33,000	介護老人保健施設変更許可申請		
		計(節)	1		33,000			
	目計		1		33,000			
衛生手数料	衛生手数料	衛生事業許可等手数料	5	18,000	90,000	診療所開設許可		
			2	43,000	86,000	病院検査(施設使用)申請		
			1	22,000	22,000	診療所検査(施設使用)		
			44	5,600	246,400	准看護師免許		
			14	3,400	47,600	准看護師免許証書換交付		
			3	4,100	12,300	准看護師免許証再交付		
			5	29,000	145,000	薬局開設許可申請		
			21	11,000	231,000	薬局開設許可更新申請		
			36	29,000	1,044,000	医薬品販売業許可申請		
			13	11,000	143,000	医薬品販売業許可更新申請		
			39	7,100	276,900	配置販売従事者身分証明書交付		
			14	2,000	28,000	薬局開設許可証、医薬品販売業許可証又は、医薬品の販売先等変更許可証書換交付		
			3	4,000	12,000	薬局医薬品製造販売業許可更新申請		
			3	5,600	16,800	薬局医薬品製造業許可更新申請		
			2	71,000	142,000	医療機器修理業許可申請		
			3	17,700	53,100	医療機器修理業修理区分変更申請		
			6	14,700	88,200	毒物又は劇物の販売業の登録申請		
			32	6,400	204,800	毒物又は劇物の販売業の登録更新		
			11	10,500	115,500	毒物劇物取扱者試験		
			1	2,400	2,400	毒物劇物販売業登録票書換交付		
			1	14,600	14,600	麻薬・向精神薬卸売業者免許申請		
			2	3,900	7,800	向精神薬試験研究施設設置者登録		
			462	3,900	1,801,800	その他の麻薬免許申請		
			1	39,900	39,900	化粧品製造業許可申請 一般		
			1	58,800	58,800	化粧品製造販売業の許可申請		
			1	25,200	25,200	化粧品製造業許可更新申請		
			1	47,100	47,100	化粧品製造販売業の許可更新申請		
			10	29,000	290,000	高度管理医療機器等販売許可		
			8	11,000	88,000	高度管理医療機器等販売業許可更新		
			1	115,000	115,000	第二種医療機器製造販売業許可更新		
			1	115,000	115,000	第二種医薬品製造販売業許可更新		
			29	14,000	406,000	登録販売者試験		
			24	7,100	170,400	販売従事登録申請		
			1	2,900	2,900	販売従事登録証再交付申請		
			4	4,000	16,000	受胎調節指定証		
			2	2,400	4,800	受胎調節指定証訂正		
			2	420	840	免許証原本証明願・交付		
			14	5,600	78,400	栄養士免許		
			8	3,200	25,600	栄養士免許訂正		
			1	3,600	3,600	栄養士免許再交付		
			計(節)		832		6,318,740	
			目計		832		6,318,740	
			合計		833		6,351,740	

8 収入事務処理状況調べ
(1) 分担金及び負担金

(平成24年3月31日現在)
(単位:円)

目	収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
	節	細節							
民生費負担金	児童福祉費負担金	児童措置費負担金	2	3,200	0	0	3,200	児童福祉法第56条	
		計(節)	2	3,200	0	0	3,200		
衛生費負担金	公衆衛生費負担金	母子衛生費負担金	72	1,213,600	1,206,500	0	7,100	母子保健法第21条の4	
		計(節)	72	1,213,600	1,206,500	0	7,100		
	目計		74	1,216,800	1,206,500	0	10,300		
	合計		74	1,216,800	1,206,500	0	10,300		

(2) 使用料

(平成24年3月31日現在)
(単位:円)

目	収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
	節	細節							
行政財産使用料		—	13	258,222	215,411	0	42,811		
		計(節)	13	258,222	215,411	0	42,811		
	目計		13	258,222	215,411	0	42,811		
	合計		13	258,222	215,411	0	42,811		

(3) 手数料

(平成24年3月31日現在)
(単位:円)

目	収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
	節	細節							
衛生手数料		衛生試験検査手数料	23	12,530	12,530	0	0	鳥取県保健所条例第3条	
		衛生事業許可等手数料	1	7,100	7,100	0	0	鳥取県手数料徴収条例第2条	
		栄養士免許等手数料	1	3,200	3,200	0	0	鳥取県手数料徴収条例第2条	
		計(節)	25	22,830	22,830	0	0		
目計		25	22,830	22,830	0	0			
合計		25	22,830	22,830	0	0			

(4) 財産収入
該当なし。

(5) 諸収入
(7) 一般会計

(平成24年3月31日現在)
(単位:円)

目	収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令等	備考
	節	細節							
延滞金	延滞金	—	1	5,760	5,760	0	0	鳥取県延滞金徴収条例	
		計(節)	1	5,760	5,760	0	0		
	目計		1	5,760	5,760	0	0		
		生活保護費63条返還	95	2,576,570	1,228,265	0	1,348,305	生活保護法第63条	
		生活保護費78条徴収	255	2,653,025	633,900	0	2,019,125	生活保護法第78条	
		町村福祉事務所設置に伴う保護費請求	2	304,179	304,179	0	0	生活保護法第83条	
		平成22年度介護職員処遇改善交付金に係る返還金	7	752,365	752,365	0	0	介護職員処遇改善交付金事業実施要領	
雑収入		平成22年度福祉・介護人材の処遇改善助成金に係る返還金	5	2,758,154	2,758,154	0	0	福祉・介護人材の処遇改善事業事務処理要領	
		福祉・介護人材の処遇改善助成金に係る返還金	1	6,135	6,135	0	0	福祉・介護人材の処遇改善事業事務処理要領	
		情報開示に係る事務手数料	17	430	430	0	0	鳥取県情報公開条例第15条	
		行政財産使用に伴う経費	10	397,228	397,228	0	0	鳥取県行政財産使用料条例第2条	
		預金利息	2	3	3	0	0		
	計(節)		394	9,448,089	6,080,659	0	3,367,430		
	目計		394	9,448,089	6,080,659	0	3,367,430		
	合計		395	9,453,849	6,086,419	0	3,367,430		

(平成24年3月31日現在)
(単位:円)

(イ) 特別会計
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

目	収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
	節	細節							
母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	母子福祉資金貸付金元利収入	4,313	42,749,439	22,695,795	0	20,053,644	母子及び寡婦福祉法	
		寡婦福祉資金貸付金元利収入	184	3,897,522	1,799,847	0	2,097,675		
入	計(節)		4,497	46,646,961	24,495,642	0	22,151,319		
	目計		4,497	46,646,961	24,495,642	0	22,151,319		
雑入	雑入	母子福祉資金貸付金雑入	278	1,287,674	77,954	0	1,209,720	母子及び寡婦福祉法	
		寡婦福祉資金貸付金雑入	13	37,590	2,080	0	35,510		
入	目計		291	1,325,264	80,034	0	1,245,230		
	合計		4,788	47,972,225	24,575,676	0	23,396,549		

(平成24年3月31日現在)
(単位:円)

(6) 現金の取扱状況
ア 現金取扱状況

収入科目(節)	収入済額	備考
(一般会計)		
衛生手数料	10,850	衛生手数料
雑入	430	情報開示に係る事務手数料
(特別会計)		
母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	2,941,902	母子福祉資金貸付金元利収入、寡婦福祉資金貸付金元利収入
雑入	27,740	母子福祉資金貸付金雑入(還約金)、寡婦福祉資金貸付金雑入(還約金)
合計	2,980,922 (件)	

(平成24年3月31日現在)

イ つり銭の状況

つり銭の有無	有	つり銭の額(円)
		15,000

9 収入未済額調べ

(平成24年3月31日現在)

(ア)一般会計

(単位:円)

収入科目		区分		過年度						現年度分			収入未済額計 (A+B)	未収理由			
				前年度 以前からの繰越額	左のうち 収入済額	不納 欠損額	差引収入 未済額(A)	収入未済額の査定年度内訳			査定額	収入済額			収入 未済額 (B)		
目	節	細節	20年度 以前	21年度	22年度	20年度 以前	21年度	22年度	20年度 以前	21年度	22年度	20年度 以前	21年度	22年度			
民生費 負担金	児童福祉費 負担金	児童措置費 負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200	0	3,200	3,200	H24.3未調定 H24.4納期限	
		計(節)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200	0	3,200	3,200	
		目計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200	0	3,200	3,200	
衛生費 負担金	公衆衛生費 負担金	母子衛生費 負担金	30,000	22,900	0	7,100	7,100	0	0	1,183,600	1,183,600	0	1,183,600	1,183,600	0	7,100	経済的に困窮
		計(節)	30,000	22,900	0	7,100	7,100	0	0	1,183,600	1,183,600	0	1,183,600	1,183,600	0	7,100	
		目計	30,000	22,900	0	7,100	7,100	0	0	1,183,600	1,183,600	0	1,183,600	1,183,600	0	7,100	
行政財産 使用料	行政財産 使用料	—	0	0	0	0	0	0	0	258,222	215,411	42,811	258,222	215,411	42,811	42,811	H24.3未調定 H24.4納期限
		計(節)	0	0	0	0	0	0	0	258,222	215,411	42,811	258,222	215,411	42,811	42,811	
		目計	0	0	0	0	0	0	0	258,222	215,411	42,811	258,222	215,411	42,811	42,811	
雑入	雑入	生活保護費 63条返還	1,014,878	5,500	0	1,009,378	761,787	66,000	181,591	1,561,692	1,222,765	338,927	1,561,692	1,222,765	338,927	1,348,305	経済的に困窮し、返 済が遅れている。
		生活保護費 78条徴収	1,434,449	52,625	0	1,381,824	606,000	214,020	561,804	1,218,576	581,275	637,301	1,218,576	581,275	637,301	2,019,125	経済的に困窮し、返 済が遅れている。
		目計	2,449,327	58,125	0	2,391,202	1,367,787	280,020	743,395	2,780,268	1,804,040	976,228	2,780,268	1,804,040	976,228	3,367,430	
合計			2,479,327	81,025	0	2,398,302	1,374,887	280,020	743,395	4,225,290	3,203,051	1,022,239	4,225,290	3,203,051	3,420,541		

9 収入未済額調べ

(平成24年3月31日現在)

(イ)特別会計 母子寡婦福祉資金貸付金

(単位:円)

収入科目		区分		過年度				現年度分				収入未済額 (A+B)	未收理由		
		目	節	前年度 以前からの繰越額	左のうち 収入済額	不納 欠損額	差引収入 未済額(A)	収入未済額の調定年度内訳		調定額	収入済額			収入 未済額 (B)	
				20年度 以前	21年度	22年度									
母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	母子福祉資金貸付金元利収入		18,183,251	3,316,298	0	14,866,953	12,398,729	804,651	1,663,573	24,566,188	19,379,497	5,186,691	20,053,644	経済的に苦しく、償還困難
	母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	寡婦福祉資金貸付金元利収入		2,057,182	100,818	0	1,956,364	1,842,880	77,588	35,896	1,840,340	1,699,029	141,311	2,097,675	
		計(節)		20,240,433	3,417,116	0	16,823,317	14,241,609	882,239	1,699,469	26,406,528	21,078,526	5,328,002	22,151,319	
		目計		20,240,433	3,417,116	0	16,823,317	14,241,609	882,239	1,699,469	26,406,528	21,078,526	5,328,002	22,151,319	
雑入	雑入	母子福祉資金貸付金雑入		1,255,454	65,974	0	1,189,480	1,174,300	7,360	7,820	32,220	11,980	20,240	1,209,720	経済的に苦しく、償還困難
		寡婦福祉資金貸付金雑入		35,510	0	0	35,510	35,510	0	0	2,080	2,080	0	35,510	
		目計		1,290,964	65,974	0	1,224,990	1,209,810	7,360	7,820	34,300	14,060	20,240	1,245,230	
		合計		21,531,397	3,483,090	0	18,048,307	15,451,419	889,599	1,707,289	26,440,828	21,092,586	5,348,242	23,396,549	

10 未収金回収促進のための取り組み状況調べ

(ア) 一般会計

収入科目			債権管理 事務取扱 要領の作 成の有無	取り組み状況	取り組み効果
目	節	細節			
衛生費負担 金	公衆衛生費 負担金	母子衛生費 負担金	無	・ 定期的な訪問や時間帯を変えての 電話、文書での通知を行った。	繰り返し連絡し、納入 につながったケースが あった。
雑入	雑入	生活保護費 63条返還	無	・ 一括納入が困難な世帯については、 分割納入に変更している。 ・ 督促に加えて、過年度未収金の納 入を依頼する文書を年1回送付し た。	分割納入により返還 しやすくなり、滞納の 減少に寄与している。 文書送付に対する問 い合わせが複数あり、 未集金回収につながっ た事例もあった。
		生活保護費 78条徴収			

(イ) 特別会計 母子寡婦福祉資金貸付金

収入科目			債権管理 事務取扱 要領の作 成の有無	取り組み状況	取り組み効果
目	節	細節			
母子寡婦福 祉資金貸付 金元利収入	母子寡婦福 祉資金貸付 金元利収入	母子福祉資 金貸付金元 利収入	無	「6 主な事業に関する 調べ」に記載のとおり。	特に連帯保証人に対する折衝を 積極的に行ったところ、借主及び 連帯借主から、少額でも返済が再 開するなどの成果があり、未収金 の額が前年度より減少した。 〈3月31日現在の比較〉 (母子寡婦福祉資金 元利収入) 1 未収金 $\Delta 1,528,463$ 円 ①H23 22,151,319円 ②H22 23,679,782円 ①-②= $\Delta 1,528,463$ 円 2 収納率 +0.83% (52.51%) ①H23 51.64% ②H22 50.81% ①-②= 0.83% H23上段()は、 繰上償還分含む。
雑入	雑入	母子福祉資 金貸付金雑 入			
		寡婦福祉資 金貸付金雑 入			

11 不納欠損額調べ

該当なし。

(平成24年3月31日現在)

12 負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ

(1) 負担金

(平成24年3月31日現在)

(単位:円)

予算科目 (目)	予算額令達額	負担金の名称	支出先	負担率	支出年月日	支出金額	支出の根拠法令等 (規約、要領等を含む)	備考
身体障がい者福祉費						7,000		
支出額が10万円未満のもの						7,000		
目計								
知的障がい者福祉費						8,000		
支出額が10万円未満のもの						8,000		
目計								
保健所費						74,000		
支出額が10万円未満のもの						74,000		
目計								
合計						89,000		

(2) 補助金

予算科目 (障害者自立支援事業費)

① 国補分 該当なし

(平成24年3月31日現在)

② 単県分

(単位:円)

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	交付先	間接	補助対象経費	実施計画承認 又は 内示年月日	着手 年月日	額の確定 年月日	支出の状況			備考
				交付申請 年月日	完了 年月日	検査 年月日	概算 払、 精算 払 の別	支出 年月日	金額	
事業の内容			補助率及び 補助金額	交付決定 年月日	実績報告 年月日	審査・現地 調査年月日				
鳥取県小規模作業所 運営費補助金 (12年度)	米子市 他3件	全 部	24,195,760	—		24.2.2	概算 概算	23.6.30外 24.1.31外	7,768,000 2,690,000	小規模 作業所 8か所
小規模作業所の運営 に要する経費につい て助成を行う市町村 に対し補助金を交付			(補助率:1/2) 10,458,000	(23.4.12外) 23.12.19外	24.3.31	—				
				(23.4.26外) 24.1.4外	—	—				
有償ボランティア雇 用支援事業補助金 (22年度)	伯耆みらい		65,261			H24.3.19	精算	H24.4.10	65,261	
障がい者の農業分野 での施設外就労を促 進するために有償ボ ランティアを雇出し た事業所に対し助成 金を交付			日額 5,000円×日 数 時間給 642円×勤務 時間	H23.4.19	H24.3.7	H24.3.13				
				H23.4.26	H24.3.22					
単県分計									10,523,261	
表の補足説明	1 「交付申請年月日」及び「交付決定年月日」欄の()書きは、変更に係るものの当初の年月日である。 2 翌年度繰越分の期間・繰越事業費を「備考」欄に記載する場合の()書きは補助金相当額である。									

予算科目 (児童福祉総務費)

① 国補分 該当なし

(平成24年3月31日現在)

(単位:円)

② 単県分

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	交付先	間接	補助対象経費	実施計画承認 又は 内示年月日	着手 年月日	額の確定 年月日	支出の状況			備考
				交付申請 年月日	完了 年月日	検査 年月日	概算 払、 精算 払 の別	支出 年月日	金額	
事業の内容			補助率及び 補助金額	交付決定 年月日	実績報告 年月日	審査・現地 調査年月日				
鳥取県産休代替職員 費補助金	米子市 外11件		8,196,709	(H23.5.23外)	—	H23.7.13外	精算	H23.7.26	360,000	
								H23.9.9	90,000	
								H23.10.14	360,000	
児童福祉施設等の職 員の産休等の代替職 員の経費 (平成11年度)			(基準額: 90,000~ 540,000) 7,110,000	(H23.11.28外)	—			H24.1.20	450,000	
								H24.1.31	1,710,000	
								H24.2.3	360,000	
								H24.2.14	1,080,000	
							H24.2.16	720,000		
鳥取県災害遺児手当 支給事業費補助金 (昭和47年度)	米子市 外2件		230,000		—	H24.3.27外	概算	H23.7.1	102,000	
								H23.7.22	13,000	
災害遺児について手 当を支給する市町村 に対して助成			(補助率:1/2) 115,000	H23.6.8外	—					
				H23.6.21外	H24.3.21外					
多子世帯保育料軽減 子育て支援事業費 (平成11年度)	米子市 部	—	383,153,650	(H23.6.17外)	—		概算	H23.8.19	83,144,000	
多子世帯(3人以上) の保育料を軽減する 市町村に対し助成	外8件		(補助率:1/3) 128,537,000	H24.2.15外	—					
				(H23.8.4) H24.3.21						
低年齢児受入保育所 保育士特別配置事業 費(平成15年度)	米子市 部	—	90,345,750	(H23.6.20外)	—		概算	H23.8.16	24,041,000	
1歳児担当保育士の加 配を行う市町村に対 し助成	外8件		(補助率:1/2) 45,149,000	H24.2.20外	—					
				(H23.8.1) H24.3.21						
保育サービス多様化 促進事業費 (平成12年度)	米子市 部	—	85,494,283	(H23.7.14) H24.1.14	—		概算	H23.8.30	13,782,000	
特別保育事業を実施 する市町村に対し助 成	外7件		(補助率:障がい児保育、重度障がい児保育 1/3、乳児保育 1/2) 29,513,000	H24.1.30外	—					
				(H23.8.9) H24.2.17						

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	交付先	間接	補助対象経費	実施計画承認 又は 内示年月日	着手 年月日	額の確定 年月日	支出の状況		備考	
				交付申請 年月日	完了 年月日	検査 年月日	概算 払、 精算 払 の別	支出 年月日		金額
事業の内容			補助率及び 補助金額	交付決定 年月日	実績報告 年月日	審査・現地 調査年月日				
届出保育施設等運営 事業費 (平成13年度)	米子市	全部	850,000		—		概算	H23. 7. 22	266,000	
				(H23. 6. 22)		概算	H23. 11. 1	300,000		
届出保育施設運営費 を助成する市町村に 助成			(補助率： 10/10)	H23. 10. 5	—					
			850,000	H23. 7. 14)						
				H23. 10. 20						
単 県 分 計										126,778,000
表の補足説明	1 「交付申請年月日」及び「交付決定年月日」欄の()書きは、変更に係るものの当初の年月日である。 2 翌年度繰越分の期間・繰越事業費を「備考」欄に記載する場合の()書きは補助金相当額である。									

(3) 交付金

該当なし

(4)委託料

(平成24年 3月31日現在)(単位:円)

予算科目 (目)	国補 単 の 別	委託料の名称	委託契約の 相手方	当初契約			入札等 年月日 (契約保証金納 付等年月日)	完了 年月日	支出の状況			備 考				
				予定価格	契約年月日) 契約額	契約期間			契約形態	支出 区分	支出 年月日		金額			
														変更契約(最終)		
														契約年月日) 契約額	契約期間	契約形態
児童措置費			米子市	法定価格	(H23.4.1外) 国措置基準額 ()	H23.4.1 ~ H24.3.31	— (免除)	H24.3.31	精算	H23.4.28外	1,664,814	⑤				
	国補	母子生活支援施設 における保護実施 委託料	社会福祉法人 愛光会	法定価格	(H23.4.1外) 国措置基準額 ()	H24.3.1 ~ H23.12.31	— (免除)	H23.12.31	精算	H23.4.28外	2,005,810	⑤				
			社会福祉法人 広 島県同胞護国財団	法定価格	(H24.3.1) 国措置基準額 ()	H24.3.1 ~ H24.3.31	— (免除)	H24.3.31	精算	H24.3.23	242,961	⑤				
目 計											3,913,585					
生活保護総務費 予定価格が20万円 未満のもの											18,690					
目 計											18,690					
公衆衛生総務費	国補	原子爆弾被爆者健 康診断委託	社団法人鳥取県西 部医師会	単価契約 法定価格	(H23.5.19) 1件4,946円外 ()	H23.6.1 H24.3.31 ~	— (免除)	H23.6.27外	精	H23.7.8外	1,482,565	⑤				
	目 計										1,482,565					

予算科目 (目)	国補 単 単 の 別	委託料の名称	委託契約の 相手方	当初契約			完了 年月日	支出の状況			備考				
				予 定 価 格	(契約年月日) 契 約 額	契 約 期 間		入 札 等 年 月 日 (契約保証金納 付等年月日)	支 出 区 分	支 出 年 月 日		金 額			
													変更契約(最終)		契 約 形 態
													(契約年月日) 契 約 額	契 約 期 間	
結核対策費	国補	結核患者管理検診 及び接触者検診委 託	鳥取大学医学部附 属病院他25	単価契約 法定価格	(H23.4.1) 診療報酬点数	H23.4.1 H24.3.31	(免除)	H23.4.15外	精	H23.5.20外	941,982	専門医療機関 であり、他に 変えることが できない。 H23.9.13変更 契約(健診項 目追加)			
目 計							随				941,982				
精神衛生費 予定価格が20万円 未満のもの											498,600				
目 計											498,600				
特定疾患対策費	国補	在宅人工呼吸器使 用特定疾患患者訪 問看護治療研究事 業委託	米子医療生活協同 組合COOP訪問看 護ステーションなな いろ	単価契約 法定価格	(H23.12.1) 1件につき8,450 円ほか	H23.12.1 H24.3.31	(免除)	H23.12.31外	精	H24.1.20外	498,550	対象となる患 者が利用する 訪問看護ス テーションと契 約			
													福祉保健部健 康政策課が各 医療機関と委 託契約を行 う。		
													双方が意思表 示をしないとき は契約の有効 期間を向こう 1か年順次更 新する。		
目 計												989,510			
目 計												1,488,060			

予算科目 (目)	国補 単 の 別	委託料の名称	委託契約の 相手方	当初契約			入札等 年月日 (契約保証金納 付等年月日)	完了 年月日 隠行検査 年月日	支出の状況			備考
				予定価格	(契約年月日) 契約額	契約期間			支出 区分	支出 年月日	金額	
健康県づくり推進費 予定価格が20万円 未満のもの												
目計											341,250	
生活習慣病予防対策費 予定価格が20万円 未満のもの												
目計											12,456	
保健所費	単 県	庁舎警備業務委託	ALSOK山陰(株)	1,575,000 (H22.3.15) 441,000 ()	H22.4.1 ~ H27.3.31	H22.3.4 (免除)	H24.3.31	精	H23.5.20外		80,850	5年間の債務 負担行為 H23 88,200円
保健所費	単 県	庁舎清掃業務委託	中国大建管財(株)	16,691,850 (H21.3.23) 15,624,000 ()	H21.4.1 ~ H24.3.31	H21.3.13 (免除)	H24.3.31	精	H23.5.20外		4,774,000	3年間の債務 負担行為 H23 5,208千 円
保健所費	単 県	浄化槽清掃業務委 託	(有)米子清掃	415,000 (H24.2.3) 414,750 ()	H24.2.3 ~ H24.3.31	(免除)	H24.2.27 H24.2.28	精	H24.3.6		414,750	
保健所費	単 県	西部福祉保健局植 裁剪定委託	(株)ナガトウ建設	483,000 (H23.10.18) 231,000 ()	H23.10.18 ~ H24.1.31	(免除)	H24.1.6 H24.1.6	精	H24.1.13		231,000	
予定価格が20万円 未満のもの												
目計											561,097	
目計											6,061,697	

予算科目 (目)	国補 単 単 の 別	委託料の名称	委託契約の 相手方	当初契約			入札等 年月日 (契約保証金納 付等年月日)	完了		支出の状況			備 考
				予定価格	(契約年月日) 契約額	契約期間		年月日	年月日	支出 区分	支 出 年 月 日	金 額	
労政総務費	単 単	鳥取発！農福連携 モデル事業業務委 託	一般社団法人地域 人財プロジェクト	13,893,000	(H23.4.1) 13,893,000	H23.4.1 ~ H24.3.31		H24.3.31	概	H23.4.26 H23.7.26 H23.10.26 H24.1.26	3,474,000 3,473,000 3,473,000 3,473,000		
目 計					()						13,893,000		
合 計											28,651,885		

13 工事請負費調べ

該当なし。

14 財産に関する調べ
 (1) 公有財産
 ア 土地

(平成24年3月31日現在)

行政・普通財産の区分	機関名又は施設名等	所在地	前年度末		本年度異動状況			本年度末		備考			
			面積 (㎡)	価額 (円)	増減別	異動日	面積 (㎡)	価額 (円)	増減理由		登記年月日	面積 (㎡)	価額 (円)
行政財産	西部総合事務所福社保健局	米子市東福原1丁目1-45	5,479.42	不明	増加H 減少H	-	-	H H	-	-	5,479.42	不明	
計			5,479.42	不明							5,479.42	不明	
普通財産					増加H 減少H	-	-	H H	-	-			
計													
合計			5,479.42	不明							5,479.42	不明	

イ 建物

(平成24年3月31日現在)

行政・普通財産の区分	機関名又は施設名等	所在地	前年度末		本年度異動状況			本年度末		備考			
			面積 (㎡)	価額 (円)	増減別	異動日	面積 (㎡)	価額 (円)	増減理由		登記年月日	面積 (㎡)	価額 (円)
行政財産	西部総合事務所福社保健局	米子市東福原1丁目1-45	1,863.68	不明	増加H 減少H	-	-	H H	-	-	1,863.68	不明	庁舎本館
"	"	"	590.87	不明	増加H 減少H	-	-	H H	-	-	590.87	不明	庁舎別館
"	"	"	19.56	不明	増加H 減少H	-	-	H H	-	-	19.56	不明	自転車置場
"	"	米子市東福原1丁目444	120.48	不明	増加H 減少H	H22.4.1	120.48	H	-	所属換	-	-	犬管理所

行政・普通財産の区分	機関名又は施設名等	所在地	前年度末		本年度異動状況				本年度末		備考			
			面積 (㎡)	価額 (円)	増減別	異動日	面積 (㎡)	価額 (円)	増減理由	登記年月日		面積 (㎡)	価額 (円)	
行政財産	西部総合事務所 所福祉保健局	米子市東福原1丁目444	80.50	不明	増加H 減少H	—	—	—	H— H—	—	—	不明	車庫	
"	"	"	232.15	不明	増加H 減少H	—	—	—	H— H—	—	—	不明	庁舎新館	
計			2,907.24	不明								2,786.76	不明	
普通財産					増加H 減少H	—	—	—	H— H—	—	—			
計														
合計			2,907.24	不明								2,786.76	不明	

ウ 山林
該当なし

エ 動産 (船舶、浮標、浮桟橋、浮ドック、航空機)
該当なし

オ 物権
該当なし

カ 無体財産権 (特許権、著作権、商標権、実用新案権等)
該当なし

キ 有価証券
該当なし

(2) 金券類の受払状況

(ア) 金券の受払状況

(平成24年3月31日現在)

種 別	前年度末	本 年 度 中		本年度末	備 考
		購 入 額	使 用 額		
郵便切手及び 郵便はがき	円 93,360	円 303,830	円 260,850	円 136,340	
合 計	93,360	303,830	260,850	136,340	

(イ) タクシーチケットの受払状況

(平成24年3月31日現在)

前年度末未使用枚数	本 年 度 中		本年度末未使用枚数
	購 入 枚 数	使用枚数及び金額	
枚 38	枚 200	1枚 630円	枚 237

(3) 債 権

(ア) 一般会計

(平成24年3月31日現在)

債権の名称	前 年 度 末		本 年 度 中				本 年 度 末		備考
			増		減				
	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	
行政財産使用料	円 167,640	4	円 18,000	1	円 40,920	1	円 144,720	4	
生活保護費徴収 金(分割納入)	5,349,113	20	378,651	5	1,968,484	6	3,759,280	19	
合 計	5,516,753	24	396,651	6	2,009,404	7	3,904,000	23	

(イ) 特別会計 母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

(平成24年3月31日現在)

債権の名称	前 年 度 末		本 年 度 中				本 年 度 末		備考
			増		減				
	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	
母子福祉資金貸 付金	円 203,066,739	387	円 15,473,435	22	円 24,559,078	47	円 193,981,096	362	
寡婦福祉資金貸 付金	11,104,347	18	0	0	1,840,312	5	9,264,035	13	
合 計	214,171,086	405	15,473,435	22	26,399,390	52	203,245,131	375	

15 財産の貸付け及び使用許可調べ
 (1) 土地及び建物

ア 土地

(平成24年3月31日現在)

行政・普通財産の区分	貸付(使用許可)目的	所在地	数量又は面積	貸付(使用許可)年月日	当初貸付(使用許可)年月日	貸付(使用許可)期間	貸付(使用)料(円)		貸付(使用許可)先		備考
							単価	本年度の貸付(使用)料	住所氏名		
行政財産	電力供給配線(電柱)施設	米子市東福原1丁目1-45	2本	H22.3.12	不明	H22.4.1~ H27.3.31	月額・年額 3,000	3,000	米子市加茂町二丁目51番地 中国電力株式会社米子営業所 所長 大滝 雅彦		
	電力供給配線(電柱・支線)施設	米子市東福原1丁目1-45	各1本	H21.3.26	不明	H21.4.1~ H26.3.31	月額・年額 3,000	3,000	米子市加茂町二丁目51番地 中国電力株式会社米子営業所 所長 大滝 雅彦		
	電力供給配線(電柱)施設	米子市東福原1丁目1-45	2本	H19.10.9	H19.10.9	H19.10.9~ H24.3.31	月額・年額 3,000	3,000	米子市加茂町二丁目51番地 中国電力株式会社米子営業所 所長 依藤 英雄		
	公衆電話室	米子市東福原1丁目1-45	3.71 m ²	H22.12.28	不明	H23.4.1~ H28.3.31	月額・年額 4,500	4,500	鳥取市湯所町2-258 西日本電信電話株式会社 鳥取支店長 松本俊久		
	住居表示街区案内板	米子市東福原1丁目1-45	0.38 m ²	H23.2.25	H5.11.24	H23.4.1~ H24.3.31	月額・年額	0	米子市加茂町1-1 米子市長 野坂康夫		
	社用駐車場	米子市東福原1丁目1-45	10.34 m ²	H23.3.23	H16.7.1	H23.4.1~ H24.3.31	月額・年額 6,996	6,996	米子市東福原1丁目1-45 特定非営利活動法人鳥取県障 害者就労事業振興センター 会長 廣田和幸		
	計							20,496			
	合計							20,496			

イ 建物

(平成24年3月31日現在)

行政・普通 財産の区 分	貸付 (使用許可) 目的	所在地	数量 又は 面積	貸付 (使用許可) 年月日	当初貸付 (使用許可) 年月日	貸付 (使用許可) 期間	貸付(使用)料(円)		貸付(使用許可)先		備 考
							貸付 単価	本年度の 貸付(使用)料	住 氏 名	所 名	
行政財産	事務室	米子市東福原1丁目 1-45	24.84㎡	H16.7.1	H23.4.1~ H24.3.31	月額・年額 133,000	133,000	米子市東福原1丁目1-45 特定非営利活動法人鳥取県障 害者就労事業振興センター 会長 廣田和幸			
	事務室・ 相談室	米子市東福原1丁目 1-45	25.95㎡	H21.3.31	H23.4.1~ H24.3.31	月額・年額	0	鳥取市千代水2丁目8 一般社団法人とっとり被害者 支援センター 理事長 落合 潮			
	自動販売機	米子市東福原1丁目 1-45	1.26㎡	H17.9.27	H22.10.1~ H27.9.30	月額・年額 2,660	31,920	東京都江東区亀戸一丁目42 番20号 ネオス株式会社 代表取締役 今泉 玄			
計							164,920				
合計							164,920				

(2) 物品

該当なし

16 借受不動産明細調べ

該当なし

17 職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ

該当なし

18 自動車（二輪を除く）の管理状況調べ

(平成24年3月31日現在)

車種	年式	登録番号	取得年月日	総走行 キロ数	本年度			備考
					稼働 日数	(1ヶ月平均) 走行キロ数	修理費等	
ワゴン (感染者 移送車)	13	鳥取800 さ 1411	(保管換) (H17.4.7) H13.3.22	Km 6,121	日 5	Km (9) 102	円 21,420	6ヶ月点検 9,870円 12ヶ月点検 11,550円
合計		1台					21,420	

19 寄附物件の受納状況調べ
該当なし

20 備品の処分状況調べ

(平成24年3月31日現在)

品名 (規格・銘柄)	数量	(保管換年月日) 取得年月日	耐用年数	取得価格	不用 決定 年月日	不用 とする 理由	処 分				備考
							売払 棄却 の別	売払方法 ・ 棄却理由	処 分 年月日	売払額・ 処分費用	
ビデオカメラ	1	H2.3.15	年 5	円 176,522	H22.12.9	使用不能	棄却	使用不能	H23.5.31	円 0	
液晶プロジェ クター	1	H13.10.22	8	617,400	H23.11.4	使用不能	棄却	使用不能	(未定)	0	
テレビ	1	H3.3.15	5	103,000	H23.6.28	使用不能	棄却	使用不能	H23.7.12	0	
合計	2			228,522							

21 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

(平成24年3月31日現在)

現金、有価証券又は物品名	数量	金額	出納員又は使用者職氏名	亡失、損傷年月日、時	同左場所	同左概要	報告年月日	会計局の審査結果
公用車	1台	円 リース車両 (14,385)	母子高齢者係長 部谷一信	H23.5.15 午後5時00分頃	大山寺～西部総合事務所の間	通常使用によるタイヤの消耗が原因のパンク	H23.5.17	賠償責任なし
公用車	1台	リース車両 (30,912)	健康支援課課長補佐 亀山慎二	H23.11.22 午後3時40分頃	米子西高等学校駐車場	駐車場からバックで発進した際、車両左前部のバンパーを縁石に接触させ損傷した。	H23.11.30	賠償責任なし
公用車	1台	リース車両 (26,250)	衛生技師 藤本敏高	H23.11.2 午後2時00分頃	米子市角盤町	駐車場のポールに車両右前方部を接触させ塗装が剥離した。	H23.11.24	賠償責任なし
公用車	1台	リース車両 (24,633)	心理判定員 鈴木宏実	H23.5.17 午後5時00分頃	局内駐車場	定位置にバック駐車しようとしたところ、後方階段に後部左バンパーを接触させ損傷した。	H23.12.26	賠償責任なし
合計	4台	96,180						

22 介護保険・介護サービス事業の状況

(平成24年3月31日現在)

(1) 介護サービス事業者の指定等の状況

サービスの種類	前年度 未処理 件数	当年度 指 定 件数	現地調査 (申請内数)	当年度 廃止等	未処理 件数	年度末指定件数				
						H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
1 訪問介護(ホームヘルプサービス)	0	3	3 (3)	6	0	45	48	48	46	43
2 訪問入浴介護	0	0	0 (0)	0	0	3	4	4	4	4
3 訪問看護	0	1	1 (1)	1	0	9	21	22	21	21
4 訪問リハビリテーション	0	0	0 (0)	0	0			3	3	3
5 居宅療養管理指導	0	1	1 (1)	0	0			1	1	2
6 通所介護(デイサービス)	0	5	5 (5)	0	0	51	60	59	62	67
7 通所リハビリテーション(デイケア)	0	0	0 (0)	1	0	6	6	6	6	5
8 短期入所生活介護(ショートステイ)	0	0	0 (0)	0	0	16	20	20	19	19
9 短期入所療養介護(ショートステイ)	0	0	0 (0)	0	0					0
10 特定施設入居者生活介護	0	0	0 (0)	0	0	10	10	10	10	10
11 福祉用具貸与事業	0	1	1 (1)	1	0	14	15	15	18	18
12 特定福祉用具販売	0	1	1 (1)	0	0	16	16	15	18	19
13 居宅介護支援事業	0	4	4 (4)	1	0	65	66	63	64	67
介護給付計	0	16	16 (16)	10	0	235	266	266	272	278
14 介護予防訪問介護	0	3	3 (3)	1	0	37	40	40	38	40
15 介護予防訪問入浴介護	0	0	0 (0)	0	0	2	4	3	4	4
16 介護予防訪問看護	0	1	1 (1)	1	0	19	21	22	21	21
17 介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0 (0)	1	0			3	3	2
18 介護予防居宅療養管理指導	0	1	1 (1)	0	0			1	1	2
19 介護予防通所介護	0	5	5 (5)	0	0	47	57	59	62	67
20 介護予防通所リハビリテーション	0	0	0 (0)	0	0	6	6	6	6	6
21 介護予防短期入所生活介護	0	0	0 (0)	0	0	17	20	19	19	19
22 介護予防短期入所療養介護	0	0	0 (0)	0	0					0
23 介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0 (0)	0	0	10	10	10	10	10
24 介護予防福祉用具貸与事業	0	1	1 (1)	0	0	14	15	14	17	18
25 特定介護予防福祉用具販売	0	1	1 (1)	0	0	16	16	15	18	19
予防給付計	0	12	12 (12)	3	0	168	189	192	199	208
居宅サービス計(A)	0	28	28 (28)	13	0	403	455	458	471	486
26 介護老人福祉施設	0	0	0 (0)	0	0	10	16	16	16	16
27 介護老人保健施設	0	0	0 (0)	0	0	12	21	23	23	23
28 介護療養型医療施設	0	0	0 (0)	1	0	6	5	5	4	3
施設サービス計(B)	0	0	0 (0)	1	0	28	42	44	43	42
合 計(A+B)	0	28	28 (28)	14	0	431	497	502	514	528

注 (1) 介護保険法のみなし規定によるみなし事業所は除くこと。

(2) 廃止等とは、廃止、取消及び更新をしないための効力喪失をいい、休止を含めない。

(2) 介護保険・介護サービス提供事業者に対する指導監査の状況

【実地指導】

■対象施設の選定方針

昨年度に対象事業として選定した居宅介護支援事業、訪問介護、通所介護事業所(介護予防含む)については、引き続き実地指導未実施事業所を対象とし、西部管内介護保険指導監査担当者会議での意見等を参考に今年度新たに福祉用具貸与、福祉用具販売、訪問看護、訪問リハビリテーション、特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)を対象事業種別として追加し選定。

■当年度重点指導事項

- 1 運営基準 鳥取県チェックリストによる確認。サービス提供の基礎となる各サービスの計画書及びサービス提供の記録に係る事項について重点的に実施。
- 2 報酬請求 鳥取県チェックリストによる確認。算定要件と適正な報酬請求の実施に係る事項について重点的に実施。
- 3 その他 法人本部併設等の事業所等については、実地指導の際に業務管理体制整備等の適正実施について業務管理体制のチェックリスト「業務管理体制の整備に係る一般検査」による実施。

【集団指導】

■対象施設の選定方針

西部管内介護保険指導監査担当者会議で協議し、事業所数、事業者等からの問い合わせ数等の多い(介護予防)訪問介護事業所への指導が必要と判断し、対象を当該事業に決定。

■当年度重点指導事項

- 1 運営基準 訪問介護計画・サービス提供記録の作成等について重点的に実施。
- 2 報酬請求 報酬及び加算の算定要件について重点的に実施。

(単位：施設、件) (平成24年3月31日現在)

区分	指導		改善指導事項 施設数 件数	主な指導事項の概要
	施設数	施設数		
実地指導	34 (62)	33 (57)	79	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付すること。 (訪問介護事業所＝6件) ・通所介護計画は、居宅サービス計画の内容に沿って作成すること。 (通所介護事業所＝3件) ・サービスを提供した際には、提供日、具体的なサービスの内容、利用者の心身状況、その他必要な事項について記録すること。 (福祉用具貸与事業所＝4件、特定福祉用具販売事業所＝4件)
集団指導	39	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・39箇所の訪問介護(介護予防訪問介護)事業所を対象に実施。 ※欠席事業所(3事業所)については、後日管理者が来局し、集団指導内容の概略説明を行った上で、当日資料を交付。) <ul style="list-style-type: none"> ・主な指導事項 訪問介護計画・サービス提供記録の作成。介護報酬算定(各種加算を含む)。
書面検査による監査	34 (66)	2 (4)	2	<ul style="list-style-type: none"> ・身分を証する書類の携行：介護支援専門員に介護支援専門員証を携行させ、初回訪問時又は利用者等の求めに応じて提示するよう指導すること。 (居宅療養管理指導事業所＝1件) ・変更の届出：施行規則第131条で定める以下の事項に変更があったとき、施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を知事(総合事務所長)に届け出ること。(居宅療養管理指導事業所＝1件)
実地検査による監査	1 (2)	—	—	<p>【訪問介護・介護予防訪問介護事業所の指定取消処分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法の監査過程において介護保険法での不正請求疑惑(H24.4) ・監査実施(H24.6-H24.7) ・行政手続法に基づく聴聞実施(H24.8.11) ・指定取消の決定(H24.8.19)

23 障害福祉サービス事業の状況

(1) 障害福祉サービス事業者の指定等の状況

(単位：件)

(平成24年3月31日現在)

サービスの種類	前年度 未処理 件数	当年度 指定 申請	現地調査 (申請内数)	当年度 廃止等	未処理 件数	年度末指定件数				
						H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
①居宅介護		4	4(4)	3		41	41	41	42	43
②重度訪問介護		2	2(2)	3		37	37	37	38	37
③行動援護		4	4(4)	1		7	7	7	8	11
④同行援護		11	11(11)							11
⑤療養介護										
⑥生活介護		1	1(1)			7	8	8	9	10
⑦児童デイサービス						4	4	4	4	4
⑧短期入所						13	13	12	12	12
⑨重度障害者等包括支援										
⑩共同生活介護		2	1(2)		1	8	8	8	8	9
⑪自立訓練(機能訓練)										
⑫自立訓練(生活訓練)		1	1(1)	1		2	2	1	1	1
⑬就労移行支援						2	5	5	6	6
⑭就労継続支援A型	1	3	3(3)					2	2	6
⑮就労継続支援B型	4	5	5(5)			7	15	21	26	35
⑯共同生活援助		1	1(1)			10	10	11	12	13
計(指定障害福祉サービス事業者)	5	34	33(34)	8	1	138	150	157	168	198
⑰障害者支援施設	1						1	1	4	5
うち生活介護	1						1	1	4	5
自立訓練(機能訓練)									1	1
自立訓練(生活訓練)									0	1
就労移行支援	1									
⑱旧法施設支援						13	11	8	3	
うち旧身体障害者更生施設										
旧身体障害者療護施設						1	1			
旧身体障害者授産施設						2	2	2		
旧知的障害者更生施設						6	4	2		
旧知的障害者授産施設				2		3	3	3	2	
旧知的障害者通勤寮				1		1	1	1	1	
計(指定障害者支援施設)	1	0	0(0)	3		13	12	9	7	5
⑲相談支援						9	10	10	10	10
合計	6	34	33(34)	11	1	160	172	176	185	213

注 廃止等とは、廃止、取消及び更新をしないための効力喪失をいい、休止を含めない。

(2) 障害福祉サービス提供事業者に対する指導監査の状況

* 対象施設の選定方針

【実地指導】

〈指定障害福祉サービス事業者〉

- ・鳥取県指定障害福祉サービス事業者等に係る指導監査実施要綱第6条(2)アに基づき、すべてのサービス事業者等が、3年に1回(ただし、指定障害者支援施設設置者等については、2年に1回)実地指導を実施するように選定。
- ・22年度まで未実施であった指定障がい福祉サービス事業所において、優先的に実施する。
- ・小規模作業所から新体系サービス事業所へ移行した事業者は運営が不慣れなため、適正な運営が出来ているか確認する。

【集団指導】

〈指定障害福祉サービス事業者〉

- ・鳥取県指定障害福祉サービス事業者等に係る指導監査実施要綱第6条(1)アに基づき、すべてのサービス事業者等を対象に2年に1回実施。
- ・23年度は、指定取消事案があったため、すべてのサービス事業者を対象に実施。
- ・実施日 平成23年10月21日

* 当年度重点指導事項

【実地指導】

〈指定障害福祉サービス事業者〉

1 運営関係

- ・個別支援計画が作成され、当該計画に基づくサービス提供がなされているか。
- ・従業員が基準どおり適正配置されているか。
- ・契約内容と受給者証の支給決定内容及び事業者欄記載事項の確認

2 請求関係等

- ・請求に係る要件(人員配置、その他加算等に係る必要条件)

3 非常災害対策

- ・マニュアルの作成
- ・マニュアルに基づく必要な訓練
- ・関係機関との連携

【集団指導】

〈指定障害福祉サービス事業者〉

1 非常災害対策

- ・東日本大震災等の教訓と鳥取県の防災対策について

2 運営関係

- ・県内初の事業所の指定取消処分について
- ・障害福祉サービスを実施する上で報酬、記録等に関する再確認
- ・実地指導において指摘が多い事項の確認

区分	指導 施設数	改善指導事項		主な指導事項の概要
		施設数	件数	
実地指導	32 (58)	51	251	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の見やすいところに、運営規程の概要等を掲示すること。 居宅介護＝6件、重度訪問介護＝5件、行動援護＝1件、生活介護＝1件、就労継続支援A型＝2件、就労継続支援B型＝6件、短期入所＝2件、指定相談支援＝1件、就労移行支援＝1件、施設入所支援＝2件 ・利用者の秘密保持に努めること。 居宅介護＝6件、重度訪問介護＝5件、行動援護＝1件、生活介護＝1件、就労継続支援A型＝2件、就労継続支援B型＝3件、就労移行支援＝1件、施設入所支援＝1件 ・サービス請求の記録の整備に努めること。 居宅介護＝2件、重度訪問介護＝1件、行動援護＝3件、生活介護＝2件、就労継続支援A型＝2件、就労継続支援B型＝6件、短期入所＝1件、共同生活介護＝1件、共同生活援護＝1件、就労移行支援＝1件、施設入所支援＝1件
集団指導	95	—	—	<p>全事業所を対象に実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な指導事項 障害福祉サービスの適正運営、指導監査に係る今後の対応。報酬、記録等に関する再確認事項。業務管理体制の整備。
監査	2 (5)	—	—	<p>【居宅介護、重度訪問介護、移動支援事業所の指定取消処分】</p> <p>○ 平成23年8月31日付指定取消</p> <p><経緯></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者から不正請求疑義通報 (H22.9) ・実地指導 (H22.10～H23.6) ・監査実施 (H23.1～H23.6) ・行政手続法に基づく聴聞実施 (H23.8) <p><指定取消理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動支援事業において、サービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったとの虚偽の記録を作成し、架空請求を行い、報酬を不正に受給した。 <p>【居宅介護、重度訪問介護、行動援護事業所の指定取消処分】</p> <p>○ 平成24年1月31日付指定取消</p> <p><経緯></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実地指導 (H23.8～H23.9) 平成22年度実地指導で指摘事項が多かったため実施。 不正請求（架空請求）の疑義発生 ・監査実施 (H23.10～H23.11) ・行政手続法に基づく聴聞実施 (H23.12) <p><指定取消理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動援護事業においてサービス提供の実績について確認を行わず介護給付費請求を行い、その後に請求内容に合わせて、実際にサービスを行っていない従業者の名前を使用して虚偽のサービス提供の記録を作成した。 ・行動援護事業において無資格者が行ったサービスの提供について、有資格者によりサービスを提供したという虚偽のサービス提供記録を作成し、介護給付費請求を行った。 ・行動援護事業において架空のサービス提供記録を作成し、介護給付費請求を行った。

2.4 福祉等の相談状況

(1) 福祉と保健に関する相談状況

該当なし

(2) 心と女性に関する相談状況（心と女性の相談室対応分を含む。）（単位：件）（平成24年3月31日現在）

区分	相談 取扱 件数	相談形態			相談内容				平成23年度の主な処理状況
		来所	訪問	電話	病気・ 精神 衛生	DV	ひき こもり	その他	
H23年度	1,400	396	199	805	431	724	56	189	・配偶者等からの暴力・ひきこもり等心の相談及び女性の相談等に応じ、必要な援助を行った。
H22年度	1,705	503	331	871	443	884	187	191	
H21年度	1,755	427	371	957	216	749	221	569	
H20年度	1,285	356	251	678	299	617	166	203	
H19年度	1,444	425	157	862	481	508	105	350	

2.5 障がい者福祉の状況

(1) 身体障がい者福祉の状況

ア 身体障害者手帳交付状況（単位：件）（平成24年3月31日現在）

区分	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語・ そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害	計
H23年度	940	1,053	145	6,541	3,022	11,701
H22年度	1,122	1,237	170	7,405	3,448	13,382
H21年度	1,236	1,369	177	7,774	3,499	14,055
H20年度	1,239	1,363	169	7,562	3,361	13,694
H19年度	1,237	1,342	164	7,459	3,293	13,495

イ 特別障害者手当等認定請求処理状況（単位：人、件）（平成24年3月31日現在）

手当区分	前年度未 受給者 数 (人) A	本 年 度 中 (人)											差引現 在受給 者数 A+B-C +D-E + F-G (人)	支給 額 (円)	
		前年度 未処 理件 数	受付 件数	内 訳			喪失 件数 C	停 止 解 除 D	停 止 中		そ の 他				
				認定 件数 B	却 下 件 数	未 処 理 件 数			停 止 開 始 E	喪 失	転 入 F	転 出 G			
特別障害者手当	116	0	12	11	1	0	17	0	0	0	0	0	0	38	16,432,420
障害児福祉手当	17	0	3	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	10	1,907,540
経過的福祉手当	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57,520
計	135	0	15	14	1	0	18	0	0	0	0	0	0	48	18,397,480

* 「前年度未受給者数」と「差引現在受給者数」との相違は平成23年度4月1日南部町に事務移管によるものですが項目がないためです。

(2) 知的障がい者福祉の状況

ア 療育手帳交付状況（単位：件）（平成24年3月31日現在）

区分	A (重 度)		B (中・軽度)		計
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	
H23年度	141	561	308	876	1,886
H22年度	137	558	276	852	1,823
H21年度	136	539	245	822	1,742
H20年度	132	530	247	773	1,682
H19年度	130	531	217	735	1,614

イ 当年度の療育手帳交付等内訳 (単位：件) (平成24年3月31日現在)

区分	前年度末 現在	年度中の移動内訳			年度中の変更		当年度末 現在	
		新規交付	転入	転出・返還	18歳に 達した場合	障害程度		
A (重 度)	18歳未満	137	3	0	0	-4	5	141
	18歳以上	558	1	6	-5	4	-3	561
B (中・軽度)	18歳未満	276	40	0	0	-3	-5	308
	18歳以上	852	18	3	-3	3	3	876
計	1,823	62	9	-8	0	0	1,886	

(3) 精神障がい者福祉の状況

ア 精神障がい者の状況 (単位：件、人)

区分	通 報 届 出 件 数	入院患者数		自立支 援医療 (精神 通院) 受 給者証 所持者 数	手 帳 所 持 者 数
		措置 入院	医療 保 護 入院		
H23年度	19	9	462	6,379	2,030
H22年度	17	8	438	5,955	1,882
H21年度	18	9	392	5,393	1,733
H20年度	17	6	346	4,776	1,588
H19年度	15	5	290	3,944	1,315

イ 精神保健福祉相談事業の状況 (単位：人、事業所) (平成24年3月31日現在)

区分	面接相談		電話相談		訪問指導		社会適応訓練状況		
	実人 員	延人 員	実人 員	延人 員	実人 員	延人 員	委 託 事業所 数	実人 員	延人 員
H23年度	92	194	173	1,122	108	354	1	1	1
H22年度	58	191	139	1,414	122	380	2	2	2
H21年度	41	168	176	1,284	120	403	1	1	1
H20年度	73	125	200	1,001	147	439	2	2	2
H19年度	82	150	193	1,115	157	451	4	7	12

2.6 児童福祉の状況

(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の状況

* 対象施設の選定方針

【保育所・児童館】

児童福祉法施行令第38条の規定により、原則として年1回の実地監査を実施。
ただし、施設数が多いことから、対象施設については、「児童福祉行政指導監査実施要綱」4(1)イに基づき、以下の方針で選定し、残りの施設については、書面監査を実施。

- ・ 公立保育所については3年に1回。
- ・ 私立保育所については2年に1回。
- ・ 児童館については2年に1回。
- ・ 最近の監査において文書指摘が3回以上続いている施設。

その他、監査対象施設の規模及び前回の指導監査の結果等を考慮し、実地監査が必要と思われる施設。

* 当年度重点指導事項

○ 児童福祉施設における最低基準等の遵守状況の確認

【保育所】

- ・ 施設の危険防止への配慮（乳幼児突然死症候群の観察記録、事故防止マニュアルの整備等）
- ・ 災害等非常時に備えた対応（消火訓練の毎月実施、地震・津波等に対する備え、震災に備えた家具の転倒

- 防止策)
- ・ 個人情報の管理
- ・ 職員配置の状況の確認

【児童館】

- ・ 施設の保健衛生及び危険防止への配慮（新型インフルエンザ対応、安全管理マニュアル等）
- ・ 災害等非常時に備えた対応（避難訓練計画の作成及び訓練の実施の徹底、避難誘導の確保の確認等）
- ・ 設備（面積要件を含む）及び職員配置の状況
- 児童福祉施設における財務管理状況の確認

【保育所】

- ・ 運営費の使途（簿外経理の有無）
- ・ 経理規定にそった会計処理（現金収入の金融機関への預け入れ）
- ・ 保育所運営費の弾力運用の有無と整合性（弾力運用の方法が適正か）
- 各種通知等により遵守が求められている事項の確認

（単位：施設、件）（平成24年3月31日現在）

区分	保育所					児童館					町村指導の有無	主な指導事項
	施設数	実施件数		指導件数		施設数	実施件数		指導件数			
		実地	書面	施設数	件数		実地	書面	施設数	件数		
米子市	43	26	17	32	259	4	2	2	1	1		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育計画の展開や保育士等の自己評価結果を踏まえた、保育所としての自己評価が行われていない。（保育所＝9件） ・ 時間帯や曜日によって、保育士（有資格者）が2名以上確保されていない。（保育所＝8件） ・ 施設の変更について、あらかじめ届出（認可）事項の変更届が提出されていない。（保育所＝5件） ・ 避難訓練を月1回以上実施すること。（児童館＝3件）
境港市	11	6	5	8	84	—	—	—			○	
南部町	4	1	3	4	7	1	1	0	1	1		
伯耆町	5	4	1	5	28	1	0	1			○	
日吉津村	1	0	1	1	2	1	1	0	1	1		
大山町	10	6	4	7	48	3	1	2	1	1		
日野町	1	0	1	1	1	—	—	—			○	
日南町	5	0	5	5	34	—	—	—			○	
江府町	1	0	1	1	2	1	0	1	1	1		
計	81	43	38	64	465	11	5	6	5	5		

注 「町村指導の有無」欄は、指導を実施した町村に「○」を記入すること。

(2) 母子世帯の施設入所状況 (単位：世帯、人) (平成24年3月31日現在)

施設の種別	施設名	前年度末現在	本年度中		本年度末現在	備考
			入所	退所		
母子生活支援施設	米子市母子生活支援施設	1 (3)	0 (0)	0 (0)	1 (3)	
	コスモス					
	母子生活支援施設のぞみ	0 (0)	1 (2)	1 (2)	0 (0)	
	母子生活支援施設 さくら苑	0 (0)	1 (3)	0 (0)	1 (3)	
	計	1 (3)	2 (5)	1 (2)	2 (6)	

注 () 内の数値は人数を記入すること。

(3) 母子福祉資金に関する貸付・償還等の状況

(平成24年3月31日現在) (単位:円)

区分	貸付状況										貸付 不承認 人数 A-B
	新規分					継続分					
	貸付申込		貸付決定		当年度貸付		当年度貸付		貸付実行 合計		
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	
(A)		(B)		(C)		(D)		(C+D)		A-B	
事業開始資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業継続資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
修学(高校)	8	11,382,400	8	11,382,400	3	874,000	15	8,683,800	18	9,557,800	-
(専修学校)	3	1,969,200	3	1,969,200	2	324,000	2	720,000	4	1,044,000	-
(高専大学)	2	2,712,000	2	2,712,000	-	-	2	1,356,000	2	1,356,000	-
技能習得資金	3	6,701,200	3	6,701,200	1	550,000	11	6,607,800	12	7,157,800	-
修業資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
就職支度資金	4	1,787,485	4	1,787,485	3	899,485	2	936,000	5	1,835,485	-
医療介護資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
住宅資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
転宅資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
就学支度資金	2	451,000	2	451,000	2	451,000	-	-	2	451,000	-
(小中学校)	18	4,428,650	18	4,428,650	16	3,988,650	-	-	16	3,988,650	-
(高校)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(高専・大学)	9	1,697,650	9	1,697,650	9	1,697,650	-	-	9	1,697,650	-
(専修学校)	3	782,000	3	782,000	2	432,000	-	-	2	432,000	-
(修業施設)	4	1,759,000	4	1,759,000	4	1,759,000	-	-	4	1,759,000	-
結婚資金	2	190,000	2	190,000	1	100,000	-	-	1	100,000	-
特例児童扶養資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	32	18,049,535	32	18,049,535	24	6,213,135	17	9,619,800	41	15,832,935	-
区分	前年度末 貸付残高 (A)	本年度 貸付額 (B)	本年度の調定等の内訳				本年度末 収入未済額 (C-D-E-F)	本年度末償還期 未到来分 (A+B-C)	回収率 (D/C) %		
			調定額 (C)	本年度の 収入済額 (D)	本年度の 不納欠損額 (E)	償還免除額 (F)					
元金	220,908,910	15,473,435	17,842,171	3,293,740	-	-	14,548,431	18.46%			
利息	-	-	24,559,078	19,377,154	-	-	5,181,924	78.90%			
合計	220,908,910	15,473,435	42,401,249	22,670,894	-	-	19,730,355	53.47%			
元金	-	-	341,080	22,558	-	-	318,522	6.61%			
利息	-	-	7,110	2,343	-	-	4,767	32.95%			
合計	220,908,910	15,473,435	348,190	24,901	-	-	323,289	7.15%			
その他	220,908,910	15,473,435	42,749,439	22,695,795	-	-	20,053,644	53.09%			

平成22年度貸付決定の内、就学(高校)1件150,000円、就学(大学)1件380,000円については、平成23年4月に支出
平成23年度貸付決定の内、転宅1件217,500円、就学(高校)2件390,000円、就学(大学)1件282,000円については、平成24年4月に支出

(4) 寡婦福祉資金に関する貸付・償還等の状況

(平成24年3月31日現在) (単位:円)

区分	貸付状況										貸付 不承認 人数 A-B		
	新規分					継続分						貸付実行 合計	
	貸付申込		貸付決定		当年度貸付		当年度貸付		当年度貸付			合計	
	人数	金額 (A)	人数	金額 (B)	人数	金額 (C)	人数	金額 (D)	人数	金額 (C+D)		人数	金額 (C+D)
事業開始資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業継続資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
修学資金 (高校)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(専修学校)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(高専大学)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
技能習得資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
修業資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
就職支度資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
医療介護資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
生活資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
住宅資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
転宅資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
就学支度資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(小中学校)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(高校)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(高専・大学)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(専修学校)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(修業施設)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
結婚資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特別児童扶養資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
区分	前年度末 貸付残高 (A)	本年度 貸付額 (B)	本年度の調定等の内訳		本年度末 収入未済額 (C-D-E-F)	本年度末 収入未済額 (A+B-C)	回収率 (D/C) %						
			調定額 (C)	収入済額 (D)	収入未済額 (E)	償還免除額 (F)							
元			1,934,615	100,495	-	1,834,120	5.19%						
過年度分			1,840,312	1,699,029	-	141,283	92.32%						
現年度分			3,774,927	1,799,524	-	1,975,403	47.67%						
小計	13,038,962	-	122,567	323	-	122,244	0.26%						
元			28	-	-	28	0.00%						
過年度分			122,595	323	-	122,272	0.26%						
現年度分			3,897,522	1,799,847	-	2,097,675	46.18%						
小計	13,038,962	-											
合計													
その他													

28 生活保護業務

(1) 保護申請等の状況

(単位：件、人) (平成24年3月31日現在)

区分	前年度 月平均 町村 ヶース 数	前年度 繰越件 数	申請受		却下 取下げ		申請等の処理			年度末 未処理 件数
			申請 件数	受理 人数	申請 件数	取下げ 人数	開始 人員	廃止 人員	世帯 数	
H23年度	111	1	20	5	12	15	12	14	4	
H22年度	220	1	49	17	30	41	27	38	3	
H21年度	230	2	45	14	32	47	28	32	1	
H20年度	218	1	53	12	40	51	25	28	2	
H19年度	207	2	44	9	36	42	28	29	1	

・当事務所現業員 (3) 人

(単位：円、人) (平成24年3月31日現在)

区分	被保護 世帯数	被保護 人員	保護率	保護費	扶助の内訳						その他							
					生活扶助 金額	人員	住宅扶助 金額	人員	教育扶助 金額	人員	医療扶助 金額	人員	介護扶助 金額	人員	金額	人員		
H23年度	111	167	9.23%	83,111,104	円	1,663	円	10,840,202	円	1,135,104	円	332,276	円	126,828	円	17,597,669	6	81
H22年度	220	306	7.31%	164,506,125	円	3,005	円	24,425,984	円	2,849,197	円	942,840	円	569,454	円	25,056,808	14	126
H21年度	230	318	7.03%	168,639,722	円	3,161	円	26,190,657	円	3,076,662	円	1,247,948	円	368,600	円	23,999,492	14	236
H20年度	218	297	6.46%	160,444,171	円	2,999	円	27,429,166	円	2,874,055	円	754,307	円	592,350	円	20,714,539	19	171
H19年度	207	278	6.03%	150,765,778	円	2,688	円	24,829,160	円	2,514,011	円	1,790,391	円	639,264	円	20,456,190	15	157

注 (1) 「被保護世帯数」、「被保護人員」及び「保護率」は、当年度4月1日から監査調査作成基準日までの1ヶ月の平均値を記載すること。
 (2) 「保護率」は、当該年度の10月1日現在の管内推計人口に対する千分比を記載すること。
 (3) 「その他」の欄は、出生、生業、葬祭扶助及び施設事務費を記載すること。

29 社会福祉法人等に対する指導監査の状況

①福祉企画課

* 対象施設の選定方針

(精神障害者社会復帰施設、障害者福祉施設、指定知的障害児施設等)
原則としてすべての施設。ただし、前年度における実地における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる施設については、当該年度以降、実地と書面による一般監査を隔年で交互に行う。

(市町村社会福祉協議会)

法令遵守の状況、法人の積極的な取り組みの評価により、監査区分をA(4年に1回)・B(2年に1回)・C(毎年)の3つに分類し、実地監査を実施。

* 指導監査実施体制

(精神障害者社会復帰施設、障害者福祉施設、指定知的障害児施設等)

職員2名以上で一般監査を実施。

(市町村社会福祉協議会)

職員2名で一般監査を実施。

* 当年度重点指導監査事項

(障害者福祉施設)

- ・適切な利用者支援の確保
- ・社会福祉施設運営の適正実施の確保

(精神障害者社会復帰施設)

- ・運営管理に関する事項
- ・利用者に対する援助の提供に関する事項
- ・会計処理に関する事項

(指定知的障害児施設)

- ・契約事務
- ・施設給付費の請求事務
- ・虐待防止措置
- ・苦情処理

(市町村社会福祉協議会)

- ・理事会の開催状況(理事・理事会の適正な運営の確保の状況)
- ・評議員会の開催状況(評議員会の役割と審議の状況)
- ・監事監査の実施状況(監事監査における業務執行状況)
- ・公益通報者保護及びコンプライアンス(法令遵守)の体制整備の状況
- ・会計事務処理の適正化の状況
- ・法人本部と施設間における資金異動の状況
- ・法人運営の透明性の確保のための情報公開の推進等

(単位：施設、件) (平成24年3月31日現在)

区分	指導施設数	改善指導事項		主な改善指導事項の概要
		施設数	件数	
社会福祉施設	6	4	6	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する訓練を年2回以上実施すること。(2件) ・利用者の家族への支援計画について周知すること。(2件) ・運営規程を利用者に周知するため、概要等を掲示すること。 ・防火管理責任者をすみやかに選任し、防火管理責任者の解選任届及び消防計画の変更届出を行うこと。
市町村社会福祉協議会	4	4	18	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会(H22.6.17開催)について、新任理事の任期前に開催され、会長の互選が行われている。任期満了に伴う新会長の選出のための理事会は、新理事の任期開始日に開催すること。 ・平成22年度に開催された評議員会の全てが欠席となっている評議員がいる。評議員会の開催日程について十分に調整を行うとともに、欠席が継続する評議員については選任の見直し等を検討すること。(なお、本指摘事項については、前回指摘事項と同様であり、再度指摘するので改善を図ること。)(2件) ・福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講ずること。(3件)

				<ul style="list-style-type: none"> ・小口現金の取扱いについて、小口現金出納帳を整備し管理を行うこと。 (補助簿について経理規程に定めておくこと。) ・未整備の決算附属明細表について、経理規程に基づいて作成すること。 ・現金の取扱いについて、現金出納帳を整備し管理を行うこと。(補助簿について経理規程に定めておくこと。) ・評議員会(H23.1.27開催)について、委任状による議決が行われているため、議決に必要な要件を満たしていない。評議員会においては、書面による出席及び表決は認められないので是正すること。(なお、本指摘事項については、前回指摘事項と同様であり、再度指摘するので改善を図ること。) ・経理規程に定めた会計帳簿を整備すること。 ・月次報告書について、経理規程に基づいて会長の承認を得ること。 ・理事会について、書面表決書が提出されていない理事を書面表決による出席者として議決を行っており、議決に必要な要件を満たしていない。書面表決については、定款に定めるとおり、欠席理由及び理事会の議決事項に係る意思を表示した書面をもって、出席者とみなすこと。 ・理事会・評議員会の議事録が未整備・不十分であるので、議事録は正確に記録し、保存すること。 ・公印の管理について、管理規程を定めること。 ・会計帳簿・決算附属明細書について、経理規程に基づいて整備すること。また、社会福祉法人会計基準に基づいた経理規程に改正すること。 ・基本金に組み入れてある基本財産の建物の減価償却相当分の取り崩しを行っているが、基本金の取崩しに該当する理由がないため、会計基準に基づき、適正な会計処理を行うこと。 ・グループホームかがみやま荘運営事業について、法人の会計単位内に経理区分を設けず、法人の会計と別に会計処理が行われていた。法人が行う事業は、法人の会計内で会計基準に基づいた適正な会計処理を行うこと。
--	--	--	--	---

注 社会福祉施設には、総合事務所長権限に属するものも含むこと。

②福祉支援課

* 対象施設の選定方針

【老人福祉施設】

平成23年度については、実地監査7施設、書面監査7施設を実施した。

実地監査については、近年実地監査をしていない施設を対象とした。

【児童福祉施設】

西部総合事務所管内の母子生活支援施設すべてにおいて、実地監査を実施。

* 指導監査実施体制

【老人福祉施設】

職員2名以上により実施。

【児童福祉施設】

職員2名以上により指導監査班を編成し、そのうち1名は係長又は同相当職以上の職にあるものとして、母子高齢者係長があたった。

* 当年度重点指導監査事項

【老人福祉施設】

毎年度「老人福祉施設指導監査実施要領」を長寿社会課が制定し、重点項目事項を決めていたが、平成23年度は「鳥取県老人福祉施設指導監査実施要綱」を制定し施行。

監査は、同要綱第5条に定める「老人福祉施設指導監査指摘基準」に基づき実施。

【児童福祉施設】

- ・最低基準等の実施状況
- ・適切な入所者処遇の確保
- ・施設運営の適正実施の確保

(単位：施設、件) (平成24年3月31日現在)

区分	指導施設数	改善指導事項		主な改善指導事項の概要
		施設数	件数	
老人福祉施設	14	4	9	<ul style="list-style-type: none">・褥そうを予防するための体制を整備すること。・夜勤者と別に宿直者を配置すること。・事故発生防止のための指針を整備し、委員会を設置すること。・入所者のサービスの状況に関する記録について、記載漏れがあったので、今後は適切に管理すること。
児童福祉施設	1	0	0	特になし

注 社会福祉施設には、総合事務所長権限に属するものも含むこと。

30 健康に関する事業の実施状況

(1) 健康づくり文化創造事業

生涯を通じた健康づくりの指標である「健康づくり文化創造プラン」の推進を図り、生活習慣病を予防する。

(平成24年3月31日現在)

事業名・概要	実施内容	成果と課題等
○ 健康づくり応援施設支援事業 運動・食事・禁煙について、県民の健康づくりを応援する施設又は店舗を「健康づくり応援施設」として認定する。	○ 認定状況 ＜食事＞46 (新規22) ＜運動＞11 (新規0) ＜禁煙＞349 (新規18) ○ 食品衛生協会主催の衛生責任者講習会において、事業PR及びアンケート調査を実施。 ○ 食事、運動の認定施設を訪問し現状やメリットを聞き取り、局のホームページにマップを作成した。	・ アンケートにより飲食店の約4割は受動喫煙防止対策を何も行っておらず、その理由として利用者の理解が得られない、喫煙者への配慮が5割以上となっており、対策が進まない原因となっている。
○ 健康づくり応援団支援事業 地域において、運動・食事・禁煙の各分野ごとに健康づくりの普及活動を自主的に行っている団体又は個人を「健康づくり応援団員」として認定する。	○ 認定状況 ＜運動＞5 (新規4)	・ 事業PRができていない。 ・ 個別のアプローチが認定につながっており、今後も応援施設の認定と併せて個別の働きかけや制度の周知等、機会を見つけ積極的なPRを行なっていく必要がある。
○ 喫煙対策推進事業	○ 世界禁煙デーイベントの実施 5月29日(参加者:約120名、禁煙相談30名、うちニコチンパッチ処方23名) ○ 世界禁煙デーの一日施設内禁煙について市町村・事業所への呼びかけ ○ 食品衛生協会講習会等において飲食店への受動喫煙防止対策への協力依頼・受動喫煙防止に関するアンケートの実施 ○ 禁煙治療費助成事業 1名	・ 男性、女性、十代の若者と幅広く相談に來られ禁煙デーイベントが禁煙のきっかけづくりへつながった。 ・ 受動喫煙防止を目的とし、禁煙施設化への支援、たばこに関する正しい知識の普及、啓発を継続して行なっていく必要がある。 ・ 禁煙する人を増やすために、禁煙希望者へ必要な情報を提供するため、局のホームページを整備するとともに、市町村からも情報が周知できるような工夫が必要である。

(2) 女性の健康づくり支援事業

事業名	実施内容	成果と課題等
○ 健康教育	○ 年2回開催(11月、12月)大山町と共催 ・ 参加者 各15名 ・ 講演、演習、グループワーク	・ 対象を日ごろ自分の健康を振り返りにくい働く世代の女性としたが、研修をきっかけに自分自身を大切にすることを再認識していただくことができた。町との共催としたが、次年度は町で単独実施されることになった。
○ 女性の健康支援センター事業	電話相談、面接相談、メールによる相談	電話・面接相談413件 メール相談 0件

(3) 母子保健事業

事業名	実施内容	成果と課題等
○ 児童虐待防止対策事業 母子保健事業関係機関連絡会	○ 年1回開催(6月) ○ 参加者 周産期母子医療センター、産科医療機関及び各市町村母子保健担当者 33名 ○ 内容 ・ 「新生児・乳児に係る医療機関と地域の相互情報提供について」実績報告及び協議・意見交換 ・ 「児童虐待の現状とその支援」につ	・ 医療機関と地域との相互情報提供システムが周知され、円滑な運用につながってきている。平成25年度から未熟児訪問の市町村移譲に伴うシステムの見直しの検討が必要である。

	いて講演	
○市町村母子保健実務担当者会	○年2回開催（6月：27名 10月：12名） ○内容 ・新生児訪問に関する講演、演習及び意見交換・情報交換等を実施。	・経験年数の浅い保健師が母子保健担当となる場合が多いこともあり、基本的な技術研修を実施し、スキルアップを図った。 ・情報交換・意見交換により各市町村の状況把握や共通認識の機会となった。
○未熟児訪問指導事業	○内容： 妊産婦、養育医療受給の未熟児（低出生体重児）等に対して訪問指導等を実施し、児の健全な成長発達及び、保護者の育児不安や負担感の軽減のための支援を実施。 ○訪問件数：未熟児（26名）、妊産婦（23名） ○退院時カンファレンス出席3回	・特にハイリスクケース等、継続支援が必要と思われる児については、市町村保健師と同行訪問を実施し、情報共有や共通認識を図り継続した支援につなぐことができた。 ・ハイリスク児については、退院前カンファレンスに参加するなど、医療機関と地域で連携を図りながら、迅速に対応する必要がある。

(4) 思春期保健事業

事業名	実施内容	成果と課題等
○性に係る健康問題ワーキング（思春期健康問題プロジェクト事業）	○年1回開催 2月：31名 ○内容： ・人工妊娠中絶率の推移、性感染症の現状及び思春期保健の取組について報告 ・思春期の性にかかわっている対応状況報告 ・意見交換	・若者の性の実態や各機関の対応状況、感じている課題を関係者で知り、それぞれの機関が果たすべき役割について協議を行った。 ・幼少期からの関わり大切さや性教育の必要性について共通認識が図れたため、ワーキングメンバーに幼稚園・保育園職員にも参加していただく必要がある。

(5) 母子医療給付状況（単位：件）

区分	申請件数（継続）
養育医療	29（0）
自立支援医療（育成医療）	112（0）

(6) 不妊治療費助成金交付事業

（単位：件）

申請件数	交付決定件数
413	413

(7) 食育推進普及事業

事業名	実施内容	成果と課題等
○食育実践セミナー事業	○組織の活動支援 青果市場、生産者団体等が実施するイベントの中に食育取組を取り入れてもらえるよう、啓発方法の提案や他団体や講師の紹介等を行った。 ○食育実践セミナー（年1回） ・参加者：食育推進関係者 90名 ・内容：講演、活動発表や交流会によるネットワークづくりを実施 ○食育通信の作成・発行（年2回）	・食育に関する所内各局の意識が高まり、連携体制が図れつつある。 ・関係団体や事業者の食育活動について、内容への助言や連携先の紹介等により内容の充実につながった。（食品事業者による健康づくりの視点の食の情報発信等） ・所内担当者のみでなく食育関係者全体で課題や取組内容等を共有し、地域みんなで進めていく体制づくりが今後必要。
○幼児のクッキング活動指導者育成事業	○指導の手引き（素案）の作成 先進地（福井県小浜市）視察を行い、子どもが主役の調理体験の意義や考え方、手法を盛り込んだ指導の手引き（素案）を作成した。 ○指導者研修会の実施（年1回）	・クッキング活動の実施にあたり、必要な知識や環境づくりへの配慮の必要性について認識が深まった。 ・指導の手引きについては、低年齢からの発達に応じた取組内容の検討が必要である。

	<p>保育士・幼稚園教諭、栄養士等を対象に指導の手引き（素案）をもとにした実践的な研修会を実施した。</p> <p>参加者：41名</p>	<p>・今後、地域で取り入れてもらうため、実施状況の確認や、人材の確保、器具の貸出のシステムづくりが必要である。</p>
○ 健康食生活アイデア募集事業	<p>○食品関連事業者と連携した啓発活動</p> <p>スーパー等の食品関連事業者や子育て支援団体等と連携し、朝食と野菜の摂取を推進するためのアイデアレシピを県民から募集し、それを活用し、啓発を行った。</p> <p>協力企業等：7ヶ所</p>	<p>・食品関連事業者等の意識向上と連携強化につながり、今後の食育活動の幅が広がることが期待できる。</p> <p>・スーパー等の多様な年齢・性別の者が利用する場を通して啓発することで、啓発しにくい若年層や男性、無関心層の者へアプローチする機会となった。</p>

(8) 歯科保健事業

ア 8020運動推進事業		
事業名	実施内容	成果と課題等
○ 鳥取県西部地域歯科保健推進協議会	<p>○開催回数：年2回(7月、1月)</p> <p>○構成団体：20団体</p> <p>○内容：ライフステージに応じたう蝕歯周疾患予防及び、口腔機能向上に関する取り組みについて協議を行った。</p>	<p>・経年的なデータを提供し、圏域の課題に対する協議を継続する必要がある。</p>
○ 鳥取県西部地域歯科保健関係者研修会	<p>○開催回数：年1回(12月)</p> <p>○参加者：保育園、幼稚園職員、養護教諭、市町村担当者等24名</p> <p>○内容：う蝕や歯肉炎と生活習慣との関係についての講演及び実習、グループワーク</p>	<p>・小、中、高校と年齢が上がるにつれ口腔への意識が薄れていく傾向があるため、学校と連携した歯周疾患予防の対策が必要である。</p>
○ 鳥取県親子のよい歯のコンクール	<p>・開催回数：1回(6月)</p> <p>・参加者：3歳児健康診査結果より市町村の推薦を受けた9組の親子</p> <p>・内容</p> <p>口腔内及び全身状態等を審査し、優秀組に対して表彰し、最優秀組を県審査に推薦を行った。</p>	<p>・歯の衛生期間中に開催しているが、マスコミの取材もあり、8020運動の普及啓発の機会がもてた。</p>

イ 健口食育プロジェクト事業

○ 健口キッズ支援コース 幼児期の子ども達の食べ方支援を保育者が行えるよう、幼児の「食べ方」を調査し、課題に対する支援方法を検討する。	<p>○関係者連絡会(年2回：8月、3月) 事業実施モデル園を対象に事業説明、事業評価を行った。</p> <p>○子どもの口腔機能向上関係者研修会(年1回：10月)</p> <p>・参加者：保育園、幼稚園職員等23名</p> <p>・内容：口腔機能の発達に関する講演及び実習等</p> <p>○モデル園(6園)での遊び及びアンケート等の実施</p>	<p>・モデル園での実施後アンケートより、ほとんどの園で今後の取り組みに活用できるという回答があった。</p> <p>・口周囲筋の写真による遊び実施後の評価では43%の幼児に改善がみられた。</p>
○健口的メタボ予防コース 一口30回以上よく噛むこと(噛ミング30：カミングサンマル)の効用を普及し、健全な食生活の定着を図る。	<p>○開催回数：1回(9月)</p> <p>○参加者：事業所衛生管理者54名</p> <p>○内容：講演及び実習</p>	<p>・青壮年期の歯周病や肥満予防につながる食べ方等正しい知識を得る機会が少ない中、労働基準協会西部支部と共催開催することにより多くの衛生管理者の受講が得られた。</p>
○食べ方ヒヤリ・ハット防止コース 高齢期における口腔機能の特徴及び誤嚥・窒息事故を防止し安全に食べるための方法について普及を図る	<p>○開催回数：2回(12月、1月)</p> <p>○参加者：高齢者福祉施設職員等各25名</p> <p>○内容：高齢者の歯と口の健康管理、口腔ケアのポイントに関する講演及び実習、応急手当講習</p>	<p>・高齢者の口腔ケアや口腔機能向上の必要性に対する職員、家族、本人の認識不足。</p> <p>・医療が必要な人に対する人材の不足。</p>

る。		
ウ お口パワーアップ事業		
高齢者の口腔ケア及び口腔機能の向上の重要性について、正しい知識を持ち、適切な歯科保健行動が取れる者を増やす。	○大山町をモデルに歯科医師による講演会(6回 230名)、歯科衛生士による集落単位の研修会(12回 162名)を開催した。また、連絡会(年2回)を開催し、事業の方針、方法について協議した。	・受講後アンケートより、何か実行してみようと思った人81%と意識の向上につながったが、一方で、定期健診を受けようと思ったものは39%と少なかった。
エ むし歯予防フッ化物洗口事業		
子どものむし歯予防法の一つとして効果の高い『フッ化物洗口』を実施する園を増やしむし歯罹患率の減少を図る。	○研修会の開催：年1回(9月) ・参加者：26名 ・内容：むし歯予防とフッ化物洗口の基礎知識に関する講演、情報交換等 ○モデル園による実施(歯科医師会委託)に係る支援	・西部圏域での実施園は公立園では100%となった。 ・私立園での実施が進んでいない。

(9) がん対策推進事業(主な事業の調べに記載)

事業名	実施内容	成果と課題等
西部圏域がん対策推進会議	○年2回開催(10月6日、2月16日) ○出席者：がん拠点病院、西部医師会、職域関係者、企業、学識経験者、検診機関、患者会、市町村、地域団体 ○協議内容 企業でのがん検診の実施状況やがん死亡・受診率の現状等を基に、がん検診受診率を上げるための協議を行った。	・地域と職域の多くの機関の参加により、がんの現状や、地域と職域それぞれの検診現状、課題の共通認識を図った。 ・行政と企業が連携した啓発活動等具体的な取り組みを行うための基盤ができた。
地域密着型のがん検診受診率向上啓発事業	○がん検診受診率向上キャンペーン年1回開催(11月13日) NPO法人との共催とし、推進会議の多くの機関の協力により実施 ○米子ピンクリボンフェスタへの協力(6月19日)	・多くのがん検診対象年齢層やこれから対象となる若い年代層へ啓発ができ、今後の受診への動機付けができた。
鳥取県がん検診推進企業アクション	○がん検診推進パートナー企業認定103社 2,336人 ○事業者トップへのセミナー 1回(8月23日) 米子管工事業協同組合 50人 ○職域へのがん検診受診啓発 中小企業協同組合の総会や、労働基準協会主催各種講習会に出向いて啓発 ○がん検診に関する実態調査(回答数：事業主90名、従業員2876名)	・中小企業を中心にパートナー企業に認定するための訪問を行い、がん検診の必要性の理解をしていただくことができた。市部、西伯郡においてパートナー企業を増やすための働きかけが必要である。 ・働く人への実態調査により、がん検診や意識の実態を把握し課題の抽出につながった。
出張がん予防教室	○企業5回、働く人の健康管理セミナー1回、女性の健康づくり研修1回(参加者合計276名)	・がん検診の必要性や、予防についての理解を深めていただいた。 ・子供のときから正しい知識を持っていただくため、学校で開催していただけるような働きかけが必要である。

3 1 医療施設等の検査等の状況

(1) 医療関係施設の立入検査の状況

* 対象施設の選定方針

病院については、2年に1回実施することとしており、本年度は昨年度文書指摘のあったところを中心に実施した。概ね17箇所の立入検査を実施した。

一般診療所については、療養病床をもつ診療所は原則2年に1回、その他の有床診療所は原則3年に1回、無床診療所は原則5年に1回実施することとしている。本年度は、有床診療所8箇所、無床診療所11箇所の立入検査を実施した。

歯科診療所については、原則5年に1回実施することとしている。本年度は、4箇所の立入検査を実施した。

その他、管理状況を確認するため自己点検表の報告を求め、病院3箇所、無床診療所12箇所、歯科診療所5箇所の報告があった。

* 検査実施体制

検査部門毎に担当検査員を配置し実施した。(病院8名～10名体制)(診療所1名～3名体制)

* 当年度重点検査事項

検査を効率よく進めるため、病院毎に前年度の不備事項について重点的に検査するなど、検査方法を簡素化する対応を行った。

(単位：施設、件) (平成24年3月31日現在)

区分	対象施設数	検査施設数	不備事項件数等		不備事項等の概要			主な不備事項等の概要
			施設数	件数	処分等件数			
					処分	告発	指導	
病院	20	17	5	5			5	・歯科医師数不足(病院=3件) ・医療法の未手続き(病院=1件) ・医療法人の非営利性(病院=1件) ・放射線量測定未実施 (一般診療所=4件、歯科診療所=3件) ・放射線従事者被爆措置の未実施(一般診療所=1件) ・移動式X線装置被爆措置の未実施(歯科診療所=1件) ・医薬品の手順書未作成 (一般診療所=2件、歯科診療所=3件) ・指針の未作成(一般診療所=2件、歯科診療所=2件)
一般診療所	243	19	5	9			5	
歯科診療所	111	4	4	9			4	
衛生検査所	2	2						
その他								
合計	376	42	14	23			14	

(2) 薬事監視の状況

* 対象施設の選定方針

厚生労働省が実施する一斉点検に基づき、毒物劇物・医薬品・医療機器の監視を集中的に実施した。多種の医療用医薬品を取り扱い、厳しい管理が求められる薬局については、その大半を監視した。

* 検査実施体制

製造業及び製造販売業については本課検査員とともに2名～3名で実施し、その他の施設については当課検査員1名～2名で実施した。

* 当年度重点検査事項

毒物劇物については、保管状況、在庫数の確認、譲受書の保管など、薬局については、麻薬、向精神薬の在庫数の確認、管理状況等を重点的に点検した。薬事法改正経過措置期限を平成24年5月31日に迎えるため、必要な体制整備、薬種商販売業から店舗販売行への切替え及び特例販売業から卸売販売業への切替えについて指導した。

(単位：施設、件) (平成24年3月31日現在)

区 分	対象施設数	検査施設数	違反等の件数等		違反事項等の概要			
			施設数	件数	処分等件数			
					処分	告発	始末書	
医薬品	薬局	109	95	4	4		4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者未設置 (卸売販売業=1件) ・ 無資格者の調剤 (薬局=1件) ・ 管理者の義務違反 (薬局=2件)
	製造業							
	専業	1						
	薬局	8	4					
	製造販売業							
	専業	1	1					
	薬局	8	2					
	一般販売業	2	5					
	卸売販売業	49	23					
	店舗販売業	44	27					
	薬種商販売業	11	20					
	特例販売業	3	4					
配置販売業	10							
配置従事者								
業務上取扱施設	6							
医薬部外品	製造業							
	製造販売業	1						
	販売業							
	業務上取扱施設							
化粧品	製造業	8	4					
	製造販売業	8	4					
	販売業							
	業務上取扱施設							
医療機器	製造業	1	2					
	製造販売業	2	1					
	高度医療機器販売等	106	34					
	管理医療機器販売等	291	30					
	修理業	26	8					
	業務上取扱施設							
劇物劇物	製造業	1						
	一般販売業	145	76					
	農薬用品目販売業	40	12					
	特定品目販売業	6	1					
	業務上取扱者	50	24					
合計	937	377	4	4		4		

3 2 感染症等に関する業務の状況

(1) 結核予防の状況

ア 結核登録者の状況

(単位：人)

(平成24年3月31日現在)

区分	本年度中登録				本年度中登録除外						年度末登録数
	新規	再登録	転入	計	観察不要	死亡	転症	転出	その他	計	
H19年度	47 (5)	()	2 ()	49 (5)	32	11	13			56	98
H20年度	54 (14)	()	1 ()	55 (14)	31	8	1	1		41	112
H21年度	53 (12)	2 ()	2 ()	57 (12)	24	15	1	1		41	128
H22年度	55 (11)	1 ()	2 (1)	58 (12)	32	8	4	2		46	140
H23年度	62 (27)	2 ()	2 ()	66 (27)	21	13		6	1	41	165

イ 結核患者接触者健康診断、結核登録者精密検査実施状況 (単位：人) (平成24年3月31日現在)

区分	実施機関名	受診人員	ツバ・唾液反応	胸部エックス線撮影者数	赤沈検査者数	かくたん検査者数		クワンティフェン検査者数	被発見者数	
						とまつ	培養		結核(確定例)	潜在性結核感染症
接触者健康診	保健所	20						20		2
	委託	174	2	123		7	4	49		4
	その他	247		99				148	1	7
	計	441	2	222		7	4	217	1	13
・対象人数：446人 ・受診率：98.9%										
結核登録者精密検査	保健所									
	委託	26		26		4	3			
	その他	36		36					2	
	計	62		62		4	3		2	
・対象人数：69人 ・受診率：89.9%										
計	保健所	20						20		2
	委託	200	2	149		11	7	49		4
	その他	283		135				148	3	7
	計	503	2	284		11	7	217	3	13
・対象人数：515人 ・受診率：97.7%										

(2) 感染症の発生等の状況 (結核を除く)

(単位：件、人)

(平成24年3月31日現在)

区分	発生状況	疫学調査件数				集団発生件数	備考			
		件数	患者数	死亡者数	調査件数			調査人数	検査件数	発見患者数
3類	腸管出血性大腸菌	10	10	0	10	440	34	5	0	
4類	レジオネラ症	1	1	0	1	1	0	0	0	
4類	日本紅斑熱	2	2	0	2	2	0	0	0	否定2件
5類	ボツリヌス症	1	2	0	1	2	0	0	0	食中毒
5類	インフルエンザ	97	1196	0	97	25,366	0	0	39	臨時休業92件
5類	感染性胃腸炎	4	55	0	4	679	1	1	4	
5類	水痘	7	116	0	7	1,124	0	0	7	
5類	麻疹	4	4	0	4	374	2	0	0	確定1件1人
5類	流行性耳下腺炎	4	61	0	4	540	0	0	4	
5類	アメーバ赤痢	1	1	0	1	1	0	0	0	
計		131	1,448	0	131	28,529	37	6	54	

(3) エイズ及び性感染症の相談・検査の状況

(単位：人) (平成24年3月31日現在)

区分	エイズ			梅毒			クラミジア感染症			合計		
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
相談												
電話	3	1	4	0	0	0	1	0	1	4	1	5
来所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(迅速検査再掲)	(98)	(77)	(175)	114	109	223	115	105	220	382	340	722
検査	153	126	279									

3.3 原爆被爆者健康手帳交付者及び手当受給者の状況

(単位：人) (平成24年3月31日現在)

区分	健康手帳 交付者数	手当受給者数				
		医療特別 手当	特別手当	健康管理 手当	保健手当	介護手当
H19年度	257			236	8	
H20年度	249	3		227	8	
H21年度	235	2		215	7	
H22年度	218	1		200	6	
H23年度	207	3		187	6	

3.4 難病患者の状況

(単位：人) (平成24年3月31日現在)

区分	特定疾患 認定者数	鳥取県特定 疾患訪問看 護治療研究 事業対象患 者(※1)	小児慢性 特定疾患 認定者数	難病患者 医療相談 者数 (※2)
H19年度	1,346		180	85
H20年度	1,521		198	83
H21年度	1,597		210	—
H22年度	1,684		212	59
H23年度	1,800		221	61

注(1) (※1) 鳥取県特定疾患(在宅人工呼吸器使用患者)訪問看護治療研究事業の対象患者を記載(再掲)する。

(2) (※2) 相談会等への参加者数を記載すること。

※平成17年度から旧溝口町分を計上。

3.5 身体障害者更生相談所に係る定期相談等の実施状況

(単位：回数、人)

(平成24年3月31日現在)

区分	定期相談			巡回相談		
	計画 回数	実施 回数	相談 者数	計画 回数	実施 回数	相談 者数
整形外科	24	24	176	1	0	0
耳鼻科	12	12	70	1	1	9
眼科	0	0	0	0	0	0
内科	24	22	296	0	0	0
H23年度	60	58	542	2	1	9
H22年度	60	59	526	2	2	9
H21年度	60	58	517	2	2	9
H20年度	60	60	956	2	2	11
H19年度	60	54	632	2	2	11

36 身体障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況

(1) 内容別相談状況

(単位：件) (平成24年3月31日現在)

区分	更生医療	補装具	身体障害者手帳	職業	施設	生活	その他	計
来所	296	246	0	0	0	0	0	542
巡回	0	6	9	0	0	0	0	15
電話	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	296	252	9	0	0	0	0	557

(2) 判定状況

(単位：件) (平成24年3月31日現在)

区分	医学的判定				心理判定	職能判定	その他の判定	計
	更生医療	補装具	身体障害者手帳	その他				
来所	296	246	0	0	0	0	0	542
巡回	0	6	9	0	0	0	0	15
合計	296	252	9	0	0	0	0	557

37 知的障害者更生相談所に係る障害程度別の相談状況

(単位：件) (平成24年3月31日現在)

区分	軽度	中度	重度	最重度	発達障害	その他	合計
H23年度	65	43	30	25	0	3	166
H22年度	67	48	22	22	0	8	167
H21年度	67	53	19	23	0	7	169
H20年度	53	64	20	28	0	19	184
H19年度	44	53	25	20	0	26	168

38 知的障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況

(1) 内容別相談状況

(単位：施設、件) (平成24年3月31日現在)

区分	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
来所	0	0	0	0	0	0	140	0	140
巡回	0	0	0	0	0	0	25	1	26
電話	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	165	1	166

(2) 判定状況

(単位：件) (平成24年3月31日現在)

区分	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計
来所	11	131	0	49	191
巡回	2	26	0	0	28
合計	13	157	0	49	219

○ 意見、要望等

(1) 業務に関する意見・要望等

--

注1 本表には、出来るだけ何らかの意見・要望等を記載してください。

2 記載する内容

- ①業務の効率化に関する意見等、②制度改正等に関する意見等、③事務の改善に関する意見等、④事務の執行上、支障となっている事項等
- ⑤その他（事業所管課への要望や県政全般に対する意見・要望等）

(2) 監査委員事務局に対する要望等

(例：日程、調書様式、その他監査に関する要望、改善点等)

--